

目的がふかく、かつ、本質的に同一であることをふたたび雄弁に物語るものである。ロンドン会談は、ダレス特使の最近パリにおけるフランス政府との討議と同よう、対日戦と密接な関係のある諸国（英連邦諸国をふくむ）の政府との長期にわたる協議の一部をなすものである。これら諸政府は現在のところ条約案を決して承諾してはいないけれども、その主要な綱領は大多数の政府のいづく見解と合致するものであると理解されている。

米英両政府によつて承認されれば、条約案は対日戦に主要な関係をもつた諸国とまず再審議され、その後直ちに日本と交戦関係にあつた他の諸国に配布しなるとはいふ期日に意見を開陳するよう求められるであろう。かくて最終条約案の起草をすすめることができることを希望する。

両国政府は、交渉の初期に協議したソヴィエト政府が平和条約に署名することを希望する。しかし、両国政府は条約は日本と交戦関係にあつた諸国間における広汎な協議の基礎のうえに作成せらるべきものとする。両国政府は、条約は米英ソ中の外相理事会で作成せらるべきであるとのソヴィエト政府の頑固な主張を承諾できない」というものである。

米英会談の成功を明らかにするとともに結びでソ連邦の条約参加を希望しつつもソ連の4国外相理事会招集の主張を拒否しソ連邦を除く多数講和を推進する両国の決意を表明しているところに意義があつた。

総理からおりてきた声明テキストの余白には総理の手で

Mr. Sebald said No major change from its original draft.

と書きいれてあつた。

米英共同声明のテキストは、付録19に収めてある。

Ⅱ 第3次交渉

は し が き

対日平和条約に関する米英会議は6月4日ないし14日ロンドンで開催され、条約の最終案＝米英条約案が作成された。

ロンドン会談後、会議に参加したアリソン公使は直接東京に飛来し日本政府に米英作成の平和条約案を説明しその了解を求めた。これが日米第三次交渉である。

第三次交渉は対日平和条約最終案の提示・説明とはいえ、同時に条約に直接または間接に関係するもろもろの事項について先方から前後してあるいは同時に提起され短時日の間に態度の決定を要求されることが多かつた。したがつてその間事務局は各種案件の処理に忙殺され右往左往の形ではなはだ苦心した。

当時の「備忘録」は、その間の事情を断片的ながら下記のように記録している。

6月12日

午 前

井口次官シーボルト大使往訪。先方より次のとおり連絡あり。

1. アリソン公使一行20日頃来京の予定。
2. 東京にて日本の造船能力について次の諸点に関し討議したき趣なれば、日本側にて準備しおかれたし。ダレス特使は、平和条約に造船能力の制限を規定することを回避するよう努力中なり、前回の会談で特使が、なされた対比賠償問題についても準備しておかれない。
- イ 日本の造船能力はいくばくありや
- ロ 現在の過剰能力はいくばくありや
- ハ 他に転用しうる造船能力はいくばくありや
- ニ 原料の関係よりみて今後いくばくが過剰能力として残るか
- ホ 日本が過剰能力の処理のためとるべき自発的措置（ディスマントル等）

午 後

運輸省に秋山次官を訪ね、作業を依頼する。

6月15日

午後6時シーボルト大使目黒来訪。14日のロンドンにおける英米声明10日付ソ連覚書を持参す。

6月16日

午後1時半条約局長室において

甘利船舶局長	}	運輸省
藤野造船課長		
外1名		

西村・安藤・高	}	外務省
橋・藤崎・後宮		

会同して造船能力制限問題について第一次研究会をひらく。運輸省の結論をきき了承する。先方（米）の設問5項目について回答案の大綱をねる。

6月19日

午後5時ポンド参事官往訪。補償法要綱にたいする5月31日付わが覚書にたいするダレス特使の意見を認めた覚書を手交さる。

先方の意見の大綱は、直ちに内田管財局長に電話で連絡する。

夜10時すぎ帰宅（山本通産次官から渋谷初はなへ招待される）。甘利船舶局長と藤野造船課長と宅に先着され「造船能力について」の運輸省案を持参され、ひとつひとつ説明をうかがう。よくできている。感心する。おそく就寝。

6月21日

午前10時、衆議院外務委員会。10時40分までいて目黒官邸にいく、次官もいつしよ。総理は閣議と自由党本部にいかれ、屋近く帰邸される。

午餐をいただく。

食後2時までアリソン公使来訪につき準備せる作業を説明し、全部をつくさず。22日にまたうかがうこととす。今日は、対比賠償と造船能力が中心。食後総理の室にいる。書類を風呂敷包みにせるをみられて「都合のよい当来物がある。これをあげる」とて立派なカバンを「やる」といわれる。固持すれど「持つていけ」といわる。厚くお礼をいつて頂戴す。日頃の総理の厚意を謝し、とくに、太田前次官が退官の際、「読んだあと焼け」といつて渡してくれた書類類（議会失言にてGHQより辞職を強要されたる件—西村は講和条約ができるまではどうしてもやめさせられぬ、とつておきたいということでネピアに次官をして数度いわせネピアは苦い顔してウンとはいわない）のことを申し「総理の心情はきみにめいじております。講和ができれば休まさせていただきます」と日頃の気持を

(48)

ついいつてしまう。「講和ができたならおれと条約局長はよすか」と笑われる。

夕、スピックスより電話。22日午後3時往訪の約束をする。

6月22日

午後3時半から4時まで、目黒で、総理に説明を続行する。その結果、

イ 飛行場の件はもちださぬ。

ロ 駐屯軍使用施設調査の結果は提出し返還にたいしする要説をだすことは、いい。

ハ 補償法を条約調印前に制定することについては、今一応、条約署名後にしたいとの希望をのべてみる。などの趣旨を総理のべらる。

午後4時10分すぎ、外交局スピックスを往訪。

漁業問題にたいする華府からの日本側意見紹介のメモを渡される。29日午後5時までに返答を持参することを約束する。

午後から夜11時まで—その間、上記の用で中座したが—在日連合国財産補償法案（大蔵省管財局外国財産課作成）を審議する。むずかしい問題をよくかみこなしてあるが、さらに米国人にわかる法案にするのに苦心する。

6月23日

午後1時半から5時まで前夜の作業をつづけ完了する。翻訳を真崎秀樹課長にたのむ。

6月24日

午前11時、目黒官邸。昼食。

「造船能力」に関する提出文書（英文）を完成する。

アリソン公使、午前11時羽田着。井上次官出迎。

官邸ではたらいしたもの一次官小畑・藤崎・西村—それにわたしと同姓の西村さん（欧文タイピスト）。午後5時作業を終わり、退散。

6月25日

午後2時半、井口次官とともに外交局にてアリソン公使と会談。

会談録は別に作成してある。予想のとおり、ロンドン会談で日本の負担を重くする方向におちついた。やむをえないところと思うが、うれしいことではない。

「補償法案」の英訳（真崎くん作成）の検討を夜9時に終了する。

(49)

夕食、目黒、白州・井口両くんといつしよ。帰途、役所による。法案検討の終ったところに顔をだし諸くんの労をねぎらうことができた。

6月26日

「補償法」午後3時藤崎くんからボンド参事官に渡す。午前11時から正午すぎまで「漁業協定の基本原則」について水産庁長官、十川部、藤崎・力石・森課長、川上の諸くんと大いに論ず。夕刻、力石くんからわが対策回答案一第2回目の作文一をもらう。だいたい、わが意をえたるもの。しかし、この問題は困難な仕事となるにちがいないと感ずる。

6月27日

午後8時、総理、関西から帰京される。

井口次官、熱海にて出迎え、総理に25日会談の内容を報告す。

午後、「漁業協定の基本原則」についての回答案を確定す。終日涼風。読書の余裕あり。

6月28日

午前10時半、井口次官、アリソン公使を往訪。

(イ) 日米協定の新案文

(ロ) 平和条約に新たに挿入せられたまたは修正をくねえられた条文を交付される。

目黒官邸で一読し一応の意見がまとまったので安藤くんを呼んで写各1通を渡し、至急4人の間—安藤・高橋・後宮、藤崎—で討議して結論をだしておくよう依頼する（午後1時）

× × ×

昨27日、総理から次官に「信託統治地域における日本人の国籍はそのままにしておいてくれ」との趣旨をアリソン公使に書きものとして渡しておきたいとの話があった。今朝連絡があったので、4月ダレス特使来訪の際つくった準備書類の該当部分—大議で総理の意見をただしてあるので総理の意向はよく識つてい—る一を簡潔にして英文を用意した。アリソン公使と会談後、総理に英文をさしだしておいた。

× × ×

(50)

午後3時ないし4時、総理・アリソン公使（シーボルト大使同席）会談。内容は別に会談録がつくつてある。

× × ×

漁業問題について、総理から白紙委任状をもらう。「おれはわからん。事務当局に任す」の一言。

× × ×

午後6時半から9時まで、白州氏のアリソン・ボンド招宴（亀清）に列席する。涼風。漫談。白氏の英語。

× × ×

9時半、役所にかえり12時まで討論し作業す。安全保障協定（新案文）にたいするわがオブザベーションをまとめあぐ。英文も作成す。

午前に受領した分の平和条約（8箇条）についてもオブザベーションをまとめあぐ。安藤・高橋・後宮・藤崎とわたくしの5人。

6月29日

午前9時、安藤・甘利（船舶局長）・藤野（造船課長）の3くんアリソン公使と船舶問題で外交局で会談。問題は、第12条d項（特定の場合に差別待遇を認める条項）から船舶を除外する件であつた。英の主張は戦前になかつた英国にとり不利な条項が戦後にはいることは承服できぬという立場である。受諾の意を表明し午後フィン書記官に会う条約局長から正式に返事することにして帰る。

折りよく11時頃総理来省され総理の承諾をえる。

なお、造船力について「日本側の調書がよくできていて、現に廃休止中の13万トン棄てる意思表示ならびに適正な造船計画をたてておることが明瞭となつた。さつそく英国政府に送付する。前記の問題の受諾とこの調書があれば、だいたい、造船能力制限問題はこの辺で片付くものと思う」とアリソン公使は語つた由。このことも総理の耳にいられた。

× × ×

午前11時半、漁業問題にたいする回答をスピנקスにとどける。一読して「これでよろしい」とかれはいつた。

× × ×

(51)

午後2時半から5時まで「補償法案」をDSにて審議す。難問多し。先方は、あまりに虫のよいことを考えている。それをわが方にて自発的に立法する訳にはいかぬ。藤崎くん大いに弁ず。次回は火曜（3日）9時半。

× × ×

午後3時、井口次官、アリソン公使より平和条約の新案文を受領す。今回の分にて主要修正はつきたり。残りは、マイナーポイントにて日本にとり有利なものすらあるとのこと。

アリソン公使は、ダレス特使と電話にて話をし、昨日の総理との話を伝えたとのこと。総理の話のうち、在中立国財産接収にたいしてプロテストするといわれた点は日本政府で声明をだすようにとのことを考えておると思いがちにし心配してダレス特使にも報告したとのぶ。次官より、総理は対議会関係でレコードのためあいわれたので心配に及ばぬと釈明しておく。

アリソン公使によれば、私は新南群島にたいする日本の主張を問題にし国連憲章第51条も問題にしておる由。ただし、いずれも解決済みとのこと。

保険会社および戦争墳墓についての新案文は、月曜に英代表団クラットン公使を交えて話し合いすることにした趣。

アリソン公使は、7月3日夜帰米の予定。

× × ×

船舶問題に関する回答（沿岸貿易を除外して、船舶を第12条d項より排除するに異議なし）は、安藤くんとふたりでフィン書記官に午後5時（前述の会議の終了直後）交付した。

× × ×

5時半、目黒官邸。井口次官から、午後アリソンとの会談の話をきく。日米協定案にたいするオブザベーションを決定し小畑くんに英文の確定を依頼する。例の5人で11時まで作業。今日午前先方から交付された案文にたいする意見をまとめる。

6月30日

午前9時半、DSブラッドフォードさんとフルブライト法実施について会談。藤採くん同伴。一点を残して妥結。早くまとめたい。

× × ×

（ 52 ）

10時半、井口次官、日米協定にたいするオブザベーションをアリソンに交付。

× × ×

4時、総理、箱根より帰京。官邸に行く。リ総司令官のパーティに出席さる。その前に、説明する時間をえず。9時20分前に、ようやく総理に会える（総理の要請によつて出むいたのであるが）。質問は、25日井口・アリソン会談録について総理のいだかれたる疑問をとくにあつた。明快に説明してあげる。

7月1日（日曜）

午前8時半、家まで松井秘書官の車に同乗して箱根に行く。三井別荘たりし錦雲荘で昼食し休息す。午後3時頃から約1時間にわたり平和条約の新案文の趣旨を説明し日本政府の意見案（5人にまとめたもの）を説明して総理の意見をたたく。すべて同意さる。補償法案をいかに平和条約に言及するやの点について「交換公文案」をもちださる。なるほど妙案なり。追加することとする。

そのほか、未帰還邦人問題、信託統治地域の住民の地位の問題、占領軍使用施設の返還問題に関する要請案を説明し、すべて総理の同意を得。

事務当局の勉強に満足の意を表さる。上記の書類は、明2日午後3時、井口次官アリソン公使にとどけることに打合済。

7月2日

午後3時から40分、次官とともにアリソン公使・シーボルト大使と会談。会談録は別に作成してある。午後1時から「補償法案」にたいする先方の意見にたいする回答を作成す。5時完了。整理と英訳は夕刻より夜にかけて完成。

内田、佐々木・竹内の諸くと藤崎・西村。

× × ×

6時ないし7時半、カナダデー。妻と同席。

× × ×

「8時から10時半まで「補償法案」と「保険会社」について作業して完成。藤崎・力石・影井、中村・益田・松尾（タイピスト）諸くんの労苦感謝のほかない。

（ 53 ）

7月3日

午前9時半ないし12時半、法案の討議をつづける。午後3時からCICで続行する。

その間、中座して、10時半ないし11時まで、アリソン・クラットンと会談。議事録は別に作成してある。

午後は、大蔵省理財局上田外債課長・銀行局福田総務課長・法務府法制意見局真田参事官をくわえ（こちらは、後宮・高橋・力石にぼく）議定書案を研究しつつ、わが方のオブザベーションをまとめる。

かたわら、訳文を若い人たちににつくらせる。

（7時から10時半まで中座し、アリソン公使を羽田に見送る。飛行機なかなか飛びたらず、おそくなる。）

役所、11時半まで居残る。意見案をまとめあげて安堵する。

なお、飛行場で、クラットン公使は、午後のわが説明を保険業者にたしかめその事実なるを知りたるをもつて本件ドロップ方本国政府に電請したる旨を伝えてくれた。

7月4日

午前11時45分、造船能力についてアリソン公使に提出した英文一通宛を運輸省船舶局藤野課長に渡す。

朝、議定書にたいする意見案を大蔵省と法務府にとどけ省としての意見を正午までに連絡してくれるよう力石くんをして打合せさせる。大蔵省上田くんより午後2時に延期方求めらる。諾。約束の時にいたるも連絡なし。伊達くんを大蔵省に派して、まとめて持ち帰らしむ。午後4時半、目黒官邸において総理に本件の経過を報告し今夜中にクラットン代理大使に政府の回答を渡す必要あるにより、わが回答のだいたいの方針を説明したるのみなるも、白紙委任状をいただきたく趣旨をのぶ。総理、「きいてもわからんから」といつて白紙委任状をくださる。

その節、外国保険業者の業務再開の件はいかがなりたるかとの質問あり。ドロップされたる経緯を報告しておく。老総理の記憶はなかなかよい時もある。

× × ×

5時半ないし7時15分前まで、シーボルト大使邸のパーティーに顔をだす。

× × ×

（ 54 ）

午後5時ないし7時、藤崎くんは、内田局長・佐々木課長と補償法案について打合をする。シーボルト大使のアメリカ独立記念祭のパーティーより帰省して、打合の結論をきき、すべてに賛意を表す。

英政府にたいする回答は、翻訳に手間どり、10時半クラットンの公舎（英文大使館内）にとどける。

7月5日

10時すぎから11時すぎまでフレーリーその他とCPCの会議室で「補償法案」の最後の仕上げをする。会議終了後、昨日クラットン代理大使にとどけた書類の写を渡しアリソン公使へ転達方たのんでおく。

7月6日

「補償法案」英文および邦文をフレーリーくんその他へ、昨日の約束どおり、送付する（午後）。なお、朝、大蔵省側から2点修正を希望してくる。フレーリーくんは、これを承諾した（藤崎くんが電話で連絡）。

（井口次官から安藤・高橋・後宮・藤崎および条約課の関係者へ金一封づつをだされる。小官にも。心づくしに厚くお礼を申しのべておいた）。

午後6時40分、目黒官邸で、疲労して「明日にしてくれ」といわれる総理に時間を割いてもらつて、「補償法案」が妥結して今日先方に交付したことを報告し、また、

(i) 条約の当該部分の表現

(ii) 政府の通告を条約の公表（15日前の予定）前に行う必要があるので10日閣議報告のうえ通告する予定で進行すること

(iii) 法案を関係政府に通達せられるのはよいが、条約案と同時に公表されるのは好ましくないこと

を7日先方に通告することに同意をえる。早寝。安眠。

7月7日

午前DSにてフレーリーくんおよびフィン書記官と会談。「補償法案」の仕上げをする。

フィン書記官より条約全文は27条より成り日本側の要請をいれて修正したところありと内話す。華府より電報ありしだい日本政府に手交すべしとのこと。

（ 55 ）

今朝、サンフランシスコが調印場に決定したる旨の外電あり。講和完成の感ふかし。うれし。土曜の半日、約にしたがい元彦とすごす。うれし。

午後7時、家の近所を散歩中、益田くんかけつける。7時10分までにDSフィン書記官より電話してくれとのこと。

沖ガラス店の電話をかりて電話す。今夜条約案を渡すとのこと。8時ごろ電話してくれとのこと。直ちに役所に行く。先方より電話あり。大臣か次官へ条約を渡したし、次官と連絡とれずやという。次官は、箱根行の途中なり。仕方なし。小生うかごうべしという。フィン書記官は、ちよつとまでという。相談にいぎし模様。帰つて、まず総理に条約案の交付さるべきことを連絡しそのオーソライゼーションをえたうえ来られたしとのこと。直ちに益田くんと車で目黒官邸にいたり中根秘書官にたのみて箱根に電話す。8時25分総理と連絡とれ、了承をう。

8時50分、フィン書記官にその旨を伝う。かれいわく、「目下タイプ中。ゆつくりきて待たれたい」と。ホッとする。

10時ころシーボルト大使より条約案を受領する。

英国フラットン代理大使も同時に条約案の交付をうく。

シーボルト大使と3人でしばらく条約案をよみ感想を交換する。

先日アリソン公使に申し入れたるところを容れて修正されているところもある。

10時半官邸にかえり、条約案を明朝箱根にとどける手筈をととのえて、家に帰える。条約課員4名に明日出勤の電報をうつ。

7月8日

午前9時から役所で仕事。影井・伊達・益田・松尾・勝俣（タイピスト）

11時ころクラットン代理大使より電話。9日午後5時議定書のテキスト（日本側の意見にしたがい修正をくわえたるもの）の交付をうけることに打合す。ロンドンの電報は、昨夜の条約案と同時に交付すべしとあるも間に合わなかつたとの話なり。

7月9日

午後5時英大使館でクラットン代理大使より議定書の新案文をうけとる。わが方の要請を考慮にいれる前に、作成されたるもの。些少の修正がくわえられたにすぎぬ。

ロンドンからは、土曜（7日）に渡せとあつたが、深夜だつたため延ばした。7日に交付したことに了解してほしいとのことで、当方了承しておく。

4時ころボンダ参事官から「12日条約案公表の予定」は延期の旨ダレス特使より電報ありたる」旨を通知す。

11時より4時半まで、条約案を検討しわがオブザベーション案を一応まとめる。島津・湯川・高橋・安藤・後宮と小生。力石くん記録係。

5時半よりオブザベーションの整理。

7月10日

朝10時、フィン書記官より漁業に関する声明は原案のままにてよろしい旨ワシントンおよびロンドンの意見一致の旨電報あり、何時にても発出さしつかえなき旨連絡あり。

総理箱根にあるため今日の閣議上呈は不可能なれば次の閣議（13日）に上程発表すべき旨を返事する。

午前11時目黒官邸発、中根秘書官と箱根行。おそく昼食。

そのあと、総理に、3時間、条約案につき逐条説明。条約案（訳文）を陛下へ松井御用掛を通じて差しだしおくよう命ぜらる。条約案にたいしオブザベーションを提出することを了承せらる。7時半辞去。10時半、役所に帰る。

午後5時ころ、フィン書記官から条約案が洩れたといつて日本側で洩らせるものと感ちがいして藤崎くんに電話がある。同くんからAPがワシントンにてスクープし目下入電中なる旨を答え、フィンくん一本まいる。前回はUP。今回はAP。スクープごっこ。ワシントンはなつとらんぞという感じがする。これでわが方の機密保持の苦心軽くなる。

7月11日

午前、次官シーボルト大使と会談。大使のいうところ次のとおり。

- (イ) 条約案は12日夜米英共同で東京で公表する。邦訳文（仮訳でよろしい）を12日午後6時までにフィン書記官に持参されたい。
- (ロ) 日本のオブザベーションは簡潔なものがよい。
- (ハ) 12日（ワシントン時間）米国は正式招請状を50余国に送付する。
- (ニ) 日本政府が会議に参加することを正式にアッシュアーされたい。

× × ×

印度トリヴェティくん来訪。印度政府は、信託統治協定成立まで米国の立法・司法・行政権を認めた条項と平和条約後特別協定によって外国軍隊が日本に存在しうるとする条項は日本の独立権を侵害するものとして削除を主張すべき旨を内話し、当方の感想を求む。日本にとってこのふたつの条項がなくなることはよいことである。印度と米国との話合に一任し期待をかける一との趣旨をのべておく。

× × ×

午前中、藤崎くんと条約案にたいするオブザベーションを固める。

× × ×

水産庁長官来訪。日米漁業協定について話す。

× × ×

午後3時から7時まで、大蔵大臣および大蔵省幹部に条約案を中心に説明する。

× × ×

午後8時、藤崎・後宮くんと3人で条約案にたいするオブザベーションを確定し英文タイプにまわす。

× × ×

13日の総理内奏の準備作業をする。

(i) ダレス特使宛私信案一陸下の御意向を伝えるもの。

(ii) 内奏用の説明案

のふたつ。夜12時に作業をおわる。

それから、林法制意見局長・藤崎・力石・兼松・平山の諸くんが12日午後6時までに外交局に交付すべき邦訳文確定のための労作業をききながら「経過調書」の原稿がきを、疲れを感じぬ程度に、すすめるうち、12日になつてしまう。

7月12日

午前1時50分退庁。

午前8時50分出勤。

11時までに、内奏案・私信案・資料を一括して目黒官邸にとどけて安堵する。

(58)

午前クラットン英代理大使より英政府の回答を送付しきたる。

午前条約案にたいする政府のオブザベーション完成。次官と打合。条約局長フィン書記官にとどける一午後4時。

午後4時オブザベーションをフィンくんとどける。かれ、概して好感をもってわが要請をみてくれる。条約の発効条件の解釈について、わたくしと同じ意見をのべ（シーボルト大使と検討の結果だという）、井口くに伝えてくれ、ただし外交局の解釈とはいってくれるなどのべる。その旨井口くに伝えておく。

× × ×

議定書に関する英回答を大蔵省の諸くんと検討し結論をえる。外務省としては最終条項だけが問題。さらに説明してやることとする。

大蔵省の意見もとどく。藤崎くんとふたりで対英回答案を確定する一午後6時半。

× × ×

夜11時目黒官邸に立ちより（タイ公使招宴の帰途）、箱根の総理からの質問（第16条にたいするわが政府のオブザベーションを出してあるかどうか念をおしてこられた）にたいし明朝9時までに7月2日アリソン公使に提出してあるものをとどけることに秘書官と打合せて帰宅する（妻もいつしよ）。

7月13日

約束の文書をとどける。

9時半に来邸せよと電話連絡あり。内奏資料につき総理の質問をうけ解明する。ダレス宛私信案につき例により「こんな文書をかくやつは首にせよ」とのお目玉を頂戴する。私信が丁寧すぎるらし。

漁業声明一正午公表。

講和会議に出席の保障一10時半ころ次官よりシーボルト大使へ手交。

× × ×

大蔵省上田くん、議定書案につき藤崎くんと長々しく意見をたたかわす。まとめるための気持なり理解なり努力なりがほしい。意見書確定。小畑くん英訳。

× × ×

2時半ボンド参事官往訪。ダレス特使から「補償法案」について日本政府が将

(59)

来判定するであろう補償法にリファーするとすれば米英外の関係政府まで法案の内容に意見をもちだすことになり20日招請状の発出および最終条約案の送付の予定を延ばさざるをえなくなろう。日本政府の困難は諒とするが、是非とも補償法案を閣議に上程決定されたい。条約には「…7月 日日本内閣の承認した補償法案にしたがい…」という字句を用いよう」と電報があつたと伝えられる。事ここにいたつては、総理は同意されると思うと答える。閣議決定は次の定例閣議17日にてよろしきやと問えるに、ボンド参事官は、今日に願いたしと答う。

そのまま目黒官邸にいたり総理に報告せるに、快諾さる。岡崎長官に連絡し直ちに閣議書類を用意するよう手配すべしと指示される。

長官も快諾。折よく4時より5時半までデューイ知事招待の茶会に全閣僚出席さる。散会后6時半残留せる閣僚の署名をえて閣議決定の形をととのえる。

17日の閣議には蔵相より説明を行う手筈である。

× × ×

9時、増田自由党幹事長を往訪。同氏の希望によつてレクチャーしてくる。

7月14日

議定書案にたいする第2回オブザベーションをクラットン代理大使に交付する。

総理のダレスおよびシーボルト両大使宛私信をシーボルト大使にとどける。

「補償法案」閣議決定の通告（次官署名）をボンド参事官にとどける。

11時半から2時まで幹部会で条約案の解説をする。

といったようなわけで、第3次交渉—アリソン公使は6月24日着京・7月3日離日した—を中心とする6月中旬から7月中旬にいたる約1箇月についてはこれまでのように日時順で説明しては前後の連絡が混乱し話しあいの筋道をフォローしにくくなる心配があるので、この期間は事項別に経過を説明することにしたい。

第 1 概 説

1 米英ロンドン会議（6月4日ないし14日）の後、これに出席したアリソン公使が6月20日ころ来京の予定である旨、6月12日シーボルト大使から井口次官に内報が

（ 60 ）

あつた。その際、公使は日本の造船能力について討議したい趣であるから準備しておくよう要請された。前回来訪の際ダレス特使から残された対比賠償についても回答を用意しておくよう要請された。また、6月19日には、ボンド参事官から東京・華府間に協議中であつた在日連合国財産補償法要綱—5月21日付わが覚書によつて修正補足されたもの—にたいする特使の意見を回示するとともに至急「要綱」を「法案」に作成して6月24日着京の予定であるアリソン公使と協議されたいとの特使の要望を盛つた覚書を受領した。

造船能力については、運輸省甘利船舶局長を、また、補償法案については大蔵省内田管財局長を主たる協力者として準備を整えた。

総理は、6月23日から27日にかけて関西旅行で留守なので、その出発前、21日および22日の両日、目黒官邸で、アリソン公使来京に備えて作成したメモ（6月15日作成）を中心に話題となるであろう事項について経過とわが方の考えかたを総理に説明した。メモに取りあげた事項のうち「民間航空用飛行場」の件は、総理から持ちださぬがいいとの指示があつた。だから、「民間航空用飛行場」は第3次交渉では全然問題とならなかった。

事務局作成の「メモ」は、要約すれば、下記のとおりである。

1. 平 和 条 約 案

ロンドン米英会談で妥結した条約案が提示されよう。

よく研究したうえ、意見を提出したい。

2. 中 国 代 表

国府も中共も署名しないことにし、後日、日本政府にその責任においてどの政府と国交を回復するかを選択させる方式に落ち着いたと報じられる。

（米国は、日本が国府と平和条約を結ぶことを期待する。日本も国府と国交を回復する基本的立場をとるから、日米間の話し合いは何時いかなる方式によるかが中心となろう。英国の感情を刺激しないかぎり早いほうがよく、方式は平和条約と同じ内容の2国間条約に署名するか、または、簡単に両国の国交回復と平和条約の条項は日華間にも適用があることを相互間に承認する方式が考えられる。後者が簡易である。）

（ 61 ）

3. 対 比 賠 償

日比通商と関連し通商関係を増進しつつ何かを支払うことを考えてみよとの先方の示唆にたいする結論をありのまま差しだして反応をみることにしたい。

4. 在日連合国財産補償法

法律案は作つてある。米英会談で「日本国内法を条約に引用する」方式が採用されたとすれば、この機会に条約調印の時期について見通しをただし調印前に臨時国会を招集しなければならないことになる。国会にたいし条約案の関係部分について相当具体的に説明する必要があることを了承してもらわねばならない。

法案の内容は、補償を損害の3分の2にしたい、紛争を混合委員会で処理したい等のわが要望が同意されたかどうかによつて変つてくる。しかし、作成してある法案は先方に差しだして批評を求めることとしたい。同じく臨時国会に提案すべきものとして、戦時立法によつて円貨借りかえされた在米のドル貨債（正金支店・在米邦人等の所有のもの）の復活に関する法律案がある。

5. 造 船 能 力

特使から提示された質問を検討し結論を提示しなければならない。

6. 金塊・在中立国財産・捕虜虐待にたいする補償・戦時金融協定上の債務・通商競争防止等

これらについて、新聞報道によると米英会談は、平和条約の外で関係国と日本との間の話合いで先方の要請を応諾させようとしているようである。対比賠償・造船能力といつしよに今回の会談の中心となるかもしれない。

7. 日米安全保障協定

(i)表題と内容の一致。(ii)駐屯軍の継続使用する施設と日本の提供する施設および用役の表の作成。(iii)駐屯軍の特権の明確化などがわが方から提起してある。先方から意見表示があることを期待する。

3月31日現在駐屯軍使用中の建造物および施設の一覧表を「平和条約後は、事情の許すかぎり、駐屯軍の現実に必要なものに限定し、とくに民有財産・教育施設・経済活動に重大な障害となつているものの返還を好意的に考慮されたい」趣旨をかきそえて、提示し、かつ、総司令部係官と政府係官との間に打合せを開始したい旨申し入れたい。

8. 民 間 航 空

8月1日から民間航空が開始されることになっているので、航空保安庁は、予定の航空路線とその運営に必要な飛行場を明示してこれら飛行場を日本の管理に返し、または、日本に使用を認めるよう内々総司令部係官と話をしている。安全保障協定にともなう施設提供に関連して上記の趣旨を更めて先方に申し入れることとしたい。

9. 台北在外事務所

懸案の台北在外事務所設置問題に 関し、設置するか設置するとしてその時期について先方の意見をただす必要がある。理論的には平和条約署名後に設置するのが望ましい、平和条約署名で日本は台湾放棄を確認するのだから。

2 アリソン公使は、6月24日午前、空路入京した。

25日(月)午後、外交部で井口次官(西村同道)はアリソン公使(シーボルト大使・フィン書記官同席)と会談した。公使は、ロンドン会談で作成された米英妥協案について説明し「条約案は今週中に差しあげられると期待している」とのべた。

公使の報告は、だいたい、下記のものであつた。

「条約案は米案を基礎にして英案を加味したものである。英国の譲歩をえたところが多いが、あるところは英国の考えをいれた。

英案にあつた日本の戦争責任(前文)や好しくない政治団体や連合国に協力した日本人の保護など(政治条項)は落ちた。

英国は通商につよい関心を示した。英国はすこし譲つたが、だいたい米案との中間くらいのところにおちつた。

平和条約後の相互主義のもとにおける最恵国待遇および内国民待遇の許与を米案は3年とし英案は無期限としていた。英国はワシントンで5年に、さらにロンドンで4年まで譲つた。

日本金塊分配の主張を英国は撤回した。米国は、この金を日本で使用しているし、また、いずれの場合にも米国が受けとるべきものであるとのステートメントをだすことにした。

賠償について英国と大いに議論した。英・濠・比の要望はつよい。ことに戦時虐待をうけた捕虜にたいする賠償要求がつよい。現在の支払不能は別として、なにかをすることが対日好意をとりもどす所以であろう。新しく金を払うのでなく現に国外にあるものを充当するのは酷であるまい。中立国と独伊にある日本の公私の財産（最大4千万ドル）を自発的に国際赤十字委員会に引渡して虐待捕虜の補償に充当するようにしたい。

再軍備について制限を設けることを英国は主張した。が主張を撤回させた。米国は、日本の再軍備は一般安全保障の枠内でなされ他国にたいする脅威となるべきものであってはならないとの保障を英国に与えることにした。

安全保障について米案の「日本が1または2以上の連合国の参加する1または2以上の集団安全保障取決めを自発的に締結する」（第7条）の「1または2以上の連合国」の字句は日本の独立を毀損するというインドの反対を容れてこの字句を削除した。インドは日本にたいし好意的である。

漁業について英国はカナダ・濠州の意向を反映してつよい関心を示した。吉田ダレス往復書翰に盛られた原則を日本が一般的声明として認めるということで妥協した。声明を考えられたい。

造船能力について英国はつよい関心をもつた。しかし、条約で制限をすることは諦め、日本の自発的措置で処理することで妥協した。

船舶について米案第13条の「最恵国待遇および内国民待遇の保障にかかわらず日本は対外的な財政状態および収支の均衡または緊急な保安上の利益を保護する処置をとりうる」との条項から船舶を除外すべきであるとの英国の要求を容れた。

安全保障について米案第6条は日本が国連憲章第2条の原則を対外政策の基調とし連合国も対日関係で同様の原則を遵守すると定めている。英国はワシントンで連合国が対日関係で憲章第2条の原則を遵守するという部分の削除を主張し米国も応諾していたが、ロンドンで英国は米国の原案を受諾した。

条約案は米案より長くなつたが、それでも従来の平和条約にくらべて短い。

条約案には、(i)日本の加入すべき国際条約、(ii)在日連合国墳墓の尊重、(iii)日本の国際決済銀行出資株の理事団による買入れ、(iv)コンゴ盆地条約における日本の5大

としての地位の喪失などに関する付属書類がついている。日本が自発的にとる措置を表明するものが大部分で、コンゴ盆地条約に関するものだけが日本に実質的な不利益を与える。しかし、この譲歩の故に英国の条約全体にたいする同意をえたのであるから、代価としては高くはないと思う。

英国の対日態度は必ずしもよくない。イーデン前外相は米案はcragyだとダレス氏にいつた。他の諸国の対日態度も必ずしもよくないことを忘れないでほしい。

中国代表問題について極東委員会構成国の中共承認国と国府承認国の割合は6対66。国府が条約に署名するとすれば英連邦諸国は英国に同調しようから、米・比・国府だけになつてしまう。英国の提案は極東委員会構成国の3分の2が賛成する政府が平和条約に加入しようとの方式だった。これは委員会が条約締結後も存続して日本の外交政策を規制することになるので米国は反対した。米国は、中国は条約に署名しなくても条約の利益を享有できる旨を規定し、条約が成立した後で最も関係の深い国日本がその選ぶ政府と同じ内容の2国間条約を締結する方式を提唱し、結局、これにおちついた。目下最終的打合せ中。確定すれば公表されよう。平和条約後いくばくの時日が経過してから選択すればいいか。リーズオブタイムが必要だろう。日本の良識にまつ。

賠償問題について比は来年の選挙もあつて強硬。英・濠その他も関心がふかい。条約は「日本はその占領した国にたいしいくらかの賠償を支払わねばならない。その実施は関係両国間で協議する」とする。金額は定めないが、もちろん多くては困るし、また、日本の経済自立を阻害しないようなしかた、例えば沈船引上げ・原料加工方式などを考慮してもらいたい。実質上賠償は比・ビルマのみに適用されることとなろう。（仏の賠償要求に関する新聞報道につき真偽をただしたにたいし左様なこと全くなしと否定した。）

戦犯問題について米案第12条冒頭に「日本は国際裁判所および連合国戦犯裁判所の判決を承認する」を加えた。恩赦などは日本の勧告にもとづいて連合国が行うことにした。

英国条約案にあつた「保険証券」に関する付属書は条約からおとし直接日英間で話し日本のほうから英国に安心させるようなステートメントを与えることにした。在日英使節団から直接申し入れがあろう。

在日連合国財産補償法についてワシントンから専門家がきているので日本の専門家と審議させることとしたい。(わが方、了承。26日午後3時までに法案をとどけることを約束。法案の条約調印前における国会提出の困難であることを説明し条約承認と同時に国会提出方を要請。公使、できるだけ貴方の要望にそうようにしたいと答える。)

最後に、当方から「日本の造船能力」に関する文書と対比賠償に関するダレス特使の課題に答えた文書を手交した。公使は、「研究して後日また話しあうこととしよう」といった。

また、当方から条約案をみたうで正式の見解をのべることとしたい。とくに在中立国財産処分問題と賠償問題について意見を開陳したい旨留保しておいた。

台北在外事務所設置問題については公使は考慮してみようとのことであつた。

3 総理は、6月27日午後8時帰京された。

次官は、熱海まで出迎え車中で25日のアリソン公使との会談の内容を報告した。総理は、翌28日午後3時から4時まで目黒官邸でアリソン公使(シーボルト大使同道)の訪問をうけ、直接公使からロンドン会談の結果を聴取された。(井口次官・西村同席)

総理と公使の会談は、だいたい、下記のように経過した。

「総理から、ダレス一行の対日平和促進のための不断努力を謝しロンドン会談の結果について次官から報告をうけた旨をのべられ、うまくいったようだがなにか難しかったかと問われた。

公使は、

国によつてちがう。英国は2億ドルにのぼる金塊の分配を固執しガイツケル蔵相は米国は日本にたいし甘すぎると非難した。特使は、日本が領土を喪失し多大の犠牲を払っていることを説き日本を公正寛大に取りあつかい善隣友好となる機会を与うべきであることを説き英国を承服させた。

各国とも対日早期平和の必要を認めている。日本は、ある程度の困難はあつてもこれを応諾して平和友好のアトモスフェアをかもしだすことが肝要であろう。条約案は米案より酷になった点もあるが、全体としては決して過酷ではあるまい。戦争責任・対連合国協力者の保護・経済制限・再軍備制限などは規定されない。good treatyで

ある。日本に有利な条約である。日本に世界の大国となるをえしめる条約である。条約案にたいし意見なり要請があれば書きものでだされたい—

と答えた。

総理は、条約案はだいたい結構である。申しでることは大したことではない。造船業にたいする米国の示唆はいい。この機会に日本の造船業は合理化を断行しよう。在中立国財産の接収は先例もなし国際法にも反する。プロテストしたい。このプロテストは、しかし、セオレティカルなものである対議会策からでるものである…といわれた。

公使は、在中立国財産の引き渡しによつて日本は少額の犠牲で外国の大きな好意を取りもどすことはなると思う。お気持は解るけれど議会にたいしそのことを強調していただきたいと総理を説いた。

シーボルト大使も 在中立国財産は現に 連合国の信託のもとにおかれておりトラスティーのひとりはず連邦であるから、これらの財産が日本に帰えることはありえまいと公使に助太刀した。

ついで総理から

信託統治に付せられる諸島の住民はぜひ日本人として取りあつかい日本との経済その他諸般の関係もそのまま持続さしていただきたい。これは日本の悲願。ご考慮をえたい—

と懇請されたにたいし

公使は

それらの点はまだじゆんぶん 考究されていない。決定もされていない。日本のサゼッションはよろこんで考えてみたい—

と答えた。

次官から在タイ財産もふくまれるかをただしたにたいし、公使はまだ決定されてないと答えた。

ついで総理から

中国代表問題について米英会談で決定された方式では問題の解決を将来にのばしたいということになりはしまいか—

と問われたにたいし

公使は、25日外交局で次官に与えた説明をくりかえした後、

アジア民族国である日本は同じくアジア民族国家である中国との関係について西欧諸国より賢明に行動されるのではないか。中国のどの政府と平和条約を結ぶか、また、平和条約を結ぶ前においても通商協定を結ぶかなど日本の手でうまく決定し実行されたい。米国としては中共といつしよに署名することはできないところであるから、妥協案の方式以外に手がなかつたと思う。早期平和を実現し日本が自主独立国として自らの判断によつて解決するのが一番いいのではあるまいか。各国はアジア民族国家としての日本に信頼をおいている。平和問題について日本にたいしいろいろのことをいいつつも日本に信頼はおいている。日本がこの難問を解決する以外あるまい。英国で国府と同時に調印することに反対なのは労働党のみならず一6票の多数しか持たぬ労働党内閣の対議会政策の困難を考えていただきたい一保守党もしかりである。ワシントンにおける中国代表問題に関する公表は延期された一と熱意をこめて説いた。

ここで次官から日米安全保障協定をもちだし協定に批准条項をいれるべきであると思ふかといつたにたいし、公使は自分もそう思う。案文は相談しようといつた。

ついで総理は、当時新聞紙上大きく報道された6月23日夜ソ連マリック国連代表がニュー・ヨークのラヂオ放送で行なつた朝鮮戦争の停戦休戦提案にふれられ、この提案をどう思うかと公使の意見をたたかれた。

公使は、平和問題に専念して他の問題はさつぱり解らない。プロパガンダかもしれない。(シーボルト大使、マリック放送の大部分はプロパガンダであると口をはさむ)。6月10日付の対日平和に関するソ連の党書も大部分プロパガンダだつた。よくよむと4国外相会議をいいボツダム宣言履行をいつていた。かれらの真意は捕捉し難いといつた。

(ここで、次官、在京ミッションから総司令部にアプローチはないのかと質問したにたいし、シーボルト大使は、先日キスレンコにマリック放送のことをきいたら「自分にはなにも知らぬ」と答えた。アプローチなどないと思うと答えた)。

総理は、話題を一転し、マ元帥の近況いかんとたずねられ、公使から元帥はニューヨークでダレス特使と会い平和問題の近況について話しが交されたようであると説明した。また、デュイー知事の極東訪問の目的いかん、とて今回が初めてかとて質問

され、シーボルト大使から私的に極東事情を見聞するためである。今回が初めてであると答えた。公使は、デュイー知事はダレス特使のパーソナル・フレンドであると補足した。総理は、同知事の訪日に際しわれわれの方でしがいと思われることがあつたら遠慮なく教えていただきたいと依頼された。

ついで公使は、追放解除(6月15日政府は追放令改正と公職資格審査会設置令を決定し16日総司令部はメモランダム・ケース撤回の覚書を発出するなどのことがあつて20日には第一次追放解除が発表されていた)にふれ英国とフィリピンでは日本の追放解除を「昔日の日本」に復帰の兆候として心配していた。とくにフィリピンでそうだつた。解除される人々はみない人々と思うけれども、日本であまりいそがないよう望みたい。Don't go too fast! と注意するところにあつた。

これに対し総理は、

昨年ドウリットル将軍がみえたとき、「あなたの空襲で自分の家は焼けました。しかし、あなたの空襲で日本の軍国主義も焼けてしまいましたから、あなたに感謝します」といつて笑ひあつたことがある一

といわれたにたいし、

公使は、日本に軍国主義らしいものがみえることも軍国主義そのものと同じく用心したがいいと思うといい、

総理は

最近米国の著名人たちが日本の再軍備論をいいだした。それにつれ日本でも旧軍人は再軍備のためだいぶ動いた。しかし、民衆はついていかなかつた。政界人のうちにも芦田前首相のように再軍備を唱道したものもいた。しかし、民衆はついていかなかつた。民衆は案外賢明である一

といわれ、この総理の言葉をもつて会談は終了となつた。

4 6月28日午前および29日午後の2回にわたつて、次官はアリソン公使から(i)日米安全保障協定の 新案文と(ii)平和条約案のうち米英会談によつて新たに挿入されたものと重要な修正を加えられた条文の交付をうけ、これらにたいするわが方の意見の提示を求められた。交付をうけた条文は全部で15箇条であつた。

事務当局は直ちに慎重検討をかさねてわが方の意見を文書にとりまとめ、総理に説明しその了承をえたらう、

(イ) 日米安全保障協定案にたいするものは、6月30日午前に

(ロ) 平和条約案にたいするものは、7月2日午後のアリソン公使に交付した。

5 6月12日、シーボルト大使は次官にアリソン公使の来日を告げるとともに日本の造船能力に関する調書を用意するようとの特使の要請を伝え、かつ、前回訪日の際特使が課題として残した対比賠償にたいする日本の回答を用意しておくよう求めた。このふたつの回答文書は、上記6月25日の次官アリソン会談の際公使に提出した。

6 そのほか、わが方は、

(イ) 占領軍使用施設の返還

(ロ) 信託統治

(ハ) 未帰還邦人

に関する3つの要請書を、7月2日の次官（西村）アリソン（シーボルト大使・フィン書記官）会談の際、公使に提出した。

7 6月29日平和条約案の新案文と同時に公使から交付された「保険業者の業務再開に関する日本政府の声明」については、後述のとおり、提案者たる英国政府でドロップすることとなり、また、6月25日の会談で公使から話がでた海洋漁業について吉田・ダレス往復文書の趣旨を一般声明として発出する問題は、7月2日に公使から案文が提示され7月13日政府声明として発表された。

6月30日の会談一次官から日米安全保障協定案にたいするわが方オブザベーションを公使に交付した会談の際、公使から平和条約第14条B項による連合国の対日請求権放棄はガリオア債務に影響しないとの日本政府の了解を文書にしてほしいとの要請があつた。7月2日の会談で案文の提示があつた。翌3日、次官署名の文書が公使に手交された。

8 アリソン公使来京前、6月19日、3月以来懸案として華府・東京間に交渉をつづけていた「在日連合国財産補償法案」について「6月24日東京に到着する予定のアリソン公使と審議のため法案全文を提出」するようとのダレス特使から連絡があつた。国務省は、このため、専門家フレイリーを派遣した。同氏を中心として総司令部関係部局の代表者を加え彼我の間に大いに議論した。7月7日、ようやく彼我の見解一致をみてフレイリーは「在日連合国財産補償法案」をワシントンに携行することができた。

9 7月3日午前、次官（西村）アリソン・クラットン会談で英国政府の要請にかかる

(70)

契約・時効・流通証券・保険契約に関する議定書案が提示された。希望する連合国と日本の間に平和条約と同時に調印しようとするものである。わが方は、原則的同意を与えると同時に条項の修正や解明について在京代表団を通じて7月4日と14日の2回英政府に文書を提出した。

10 7月7日の夜、米英の合作に成る平和条約案の正式交付をうけた。当時の模様は「はしがき」に引用した「備忘録」の7月7日のところに詳細記述してあるとおりである。条約案には、6月25日の会談の際アリソン公使が予言した2つの宣言案があつていた。1つは、国際条約に関するもの。もう1つは、連合国戦死者墓地に関するもの。これらの文書にたいしては総合的な検討をくわえて結論をだし、7月10日箱根において3時間をついやし総理に条約案の総括的説明とともにわがオブザベーションの腹案を説明して先方に提出方許可をえ、7月12日外交部フィン書記官に文書として手交しワシントンへ転達を依頼した。同書記官は、通読して「リーズナブルである」と評した。条約案にたいしては、その前、7月2日にも、オブザベーションを提出してあつたので上記のオブザベーションはそれと重複にならないよう作成されている。

11 平和条約案・宣言案・議定書案は、7月13日零時30分に公表された。米英合同の公表である。

第3次交渉にそなえ総理に説明のため事務当局の作成したメモは、付録20

1951年6月25日午後のアリソン会談録は、付録21

1951年6月28日午後の総理アリソン会談録は、付録22

1951年7月2日午後のアリソン会談録は、付録23

1951年7月3日午前のアリソン・クラットン会談録は、付録24に収めてある。

第2 日米安全保障協定

6月28日午前、次官は平和条約の新条文とともに安全保障協定の新案文を公使から受領した。

新案文は、2月第一次交渉の際作成されたもの（その後の修正をくわえ）にくらべて、下記のような修正が新たにくわえられていた。

(71)

- (イ) 『日本国連合国間平和条約および国際連合憲章第51条の規定にしたがい作成された集団的自衛のためのアメリカ合衆国および日本国間協定』とあつた表題が『アメリカ合衆国および日本国間安全保障協定』と簡潔な表題になつていた。

これは、協定の表題と内容を一致すべきであるとの数次におよぶわが方の要請—わが方は表題に即して内容すくなくとも前文に修正をくわえることを希望したのであるが—にに応えたものである。

- (ロ) 前文第3項で「平和条約は、1または2以上の連合国と集団的自衛取決めを締結する権利を日本国に認め…」とあるところの「1または2以上の連合国と」という文字が削除されていた。

これは、平和条約の対応部分で「1または2以上の連合国と」という文字がインドルの主張によつて削除されたからに外ならない。

- (ハ) 本文第1項の後半で「…これによつて提供された軍隊は日本国の国内事項に干渉する責任または権限をもたない。1または2以上の外部の国家による教唆または干渉によつて惹起された日本国における大規模の国内反乱および擾乱を制圧するため日本政府の明白な要請に応じて与えられる援助は、日本国の国内事項にたいする干渉とは認められない」とあつたところが「1または2以上の外部の国家による教唆または干渉によつて惹起された日本国における大規模の国内反乱および擾乱を制圧するため日本政府の明白な要請に応じて与えられる援助をふくみ、外部からの武力攻撃にたいする日本国の安全に寄与することを目的とする」となつていた。

協定によつて提供された軍隊が日本の国内事項に干渉する責任または権限のないことは当然であつて、ことさらに明文をもつてうたう必要はない。規定することはかえつて異様な感じを伴うばかりである。

このように提示された修正はいずれも妥当であり、われわれの気持ちにかなうものであつたので、28日の午後および夜の事務局の討議もように結論に到達し、29日夕、次官の意見で陳述を簡略にし、また、順序をかえて確定し、30日午前、次官からアリソン公使に手交した。総理には、29日午前来省の節、説明して了承をえた。そのおり、総理は、前文の4項（日本関係）と5項（米国関係）を逆の順序にするよう要請したいといわれた。しかし、この点は、2月会談のときから双方の間でもんだところで到底先方の肯んずるところでないことがはつきりしているので、ひつこめていただいた。

28日夜、事務局作成のわがオブザーベーション案は

- 「1. 前文第5項の “.....Japan will itself increasingly assume responsibility for the defense of its home—land” を “.....Japan will itself increasingly assume responsibility for its own defense と改めたい。home—land という言葉が outlying islands をふくむかどうかについて国民が疑問をもつことが懸念されるからである。
2. 駐屯軍の特権（行政協定案第1章(1)）・経費の負担（第2章経費）・共同委員会の設置（第3章）に関する原則的規定を本協定に入れることを要請し拒否されているが、これらは国会および国民が非常な関心をもっているところであるから差しつかえないかぎり一部でも本協定に入れるよう再考ありたい。
3. この協定は、日米間に平和条約が効力を発生すると同時に効力を発生することおよびこの協定が批准を要することを規定する必要がある。
4. この協定は、日本にとっては、自衛権と集団的自衛取決めの締結権の二つの権利の行使として締結されるものであることが明らかにされている（前文第4項）。合衆国については、単に「平和と安全のために」とあるだけで合衆国がこの協定を締結する法的根拠が明らかにされてない（前文第5項）。この法的根拠について国会方面から質問がでることが予想されるので、貴方の意見をじゅうぶんに承知したいたい」

というのであつた。

それが、6月30日午前アリソン公使に交付したわがオブザーベーションでは、

- 「(1) 協定案文を完全にするために次のような批准および発効期日に関する規定をくわえる必要があろう。

“This agreement shall be duly ratified by each country and it shall come into force simultaneously with the coming into force of the Peace Treaty between the United States and Japan.”

- (2) 第5項に軽微な修正をする。すなわち Japan will increasingly assume responsibility for the defense of its own homeland とあるのを Japan will increasingly assume responsibility for its own defense と改めたい。

これは、homeland なる語を4大島のみを意味するものと誤解しその結果諸小

島は考慮の外におかれるのではないかと疑惑を生ずることを防ぐためである。

新案文は、この協定は日本にとってはその自衛権と集団的自衛取決めの締結権の行使として締結されるものであることを明らかにしている（前文第4項）。しかし合衆国については、単に「平和と安全のために」とあるだけで合衆国がこの協定を締結する法的根拠が明らかにされてない。この点について国会その他から質問がでることが予想されるので、この点に関し貴方の立場を承知したい

い」
となった。原案の第2項—行政協定の駐屯軍の特権・経費・共同委員会に関する規定を本協定に移したいとの要請のくりかえし—が落ちたのが、実質的な変更である。

アリソン公使は、わが方の意見ないし要望にたいしなら難色を示さず、批准条項はもちろんはいると思うとのべた。事実、後で説明するように批准条項は第5条としてはいることになった。また、homelandのところも8月14日受領の案文からわが方の希望したとおりの表現が用いられたのであつた。

1951年6月28日午前アリソン公使から受領した日米安全保障協定の新案文（付・邦訳文）は、付録25

1951年6月30日午前アリソン公使に手交したわが方オブザペーショ（付・6月28日作成の原案とその英訳文）は、付録26に収めてある。

第3 平和条約の新案文

6月28日と29日にアリソン公使から交付をうけた平和条約案文は15箇条と自発的宣言案1つであつた。すなわち、28日には第4条・8条・11条・12条・15条・16条・18条・26条の8箇条の交付をうけ、29日には第6条・7条・10条・13条・14条・17条・19条の7箇条と自発的宣言案1つの交付をうけたのであつた。

順序にしたがい並べて内容を示すと

(74)

- 1 第4条 日本と割譲地域との間における財産関係の処理
- 2 第6条 占領軍の撤退（未帰還日本将兵の家庭復帰に関する条項はまだはいっていない）
- 3 第7条 2国間条約の復活
- 4 第8条 他の平和条約の承認 政治条約にもとづく権利の放棄
- 5 第10条 中国における特殊権益の放棄
- 6 第11条 戦争裁判
- 7 第12条 通商関係に関する一般原則
（d項について英国政府の異議が同時に伝えられる）
- 8 第13条 民間航空
- 9 第14条 賠償 在外財産 連合国による請求権の放棄
- 10 第15条 在日連合国財産の返還 補償 工業所有権 著作権 翻訳権
（(a)項は日本が制定した連合国財産補償法を引用することになっている）
- 11 第16条 在中立国財産および在独伊財産の国際赤十字委員会への引渡
（第14条(a)2(ii)の除外および日本所有の国際決済銀行株式についての適用除外はまだ規定されてない）
- 12 第17条 捕獲審検所の判決および司法裁判所の判決の再審
- 13 第18条 戦前債権 外貨債の承認
- 14 第19条 日本の請求権の放棄 対独請求権の放棄
（(d)項の占領期間中の占領当局の指令によつて行われ、または、日本の法律にしたがつて許可された作為・不作為の効力の承認はまだはいっていない）
- 15 第26条 非署名国との2国間平和条約の締結（中国代表問題）
（「以前に第23条に列記する国の領域の一部をなしていた国でこの条約の署名国でないもの」についてまだ言及していない）

であつた。そして、自発的宣言は連合国保険業者の業務再開に関するものであつた。

新案文は、28日および29日、安藤・高橋・後宮・藤崎・西村の5人の間で検討議論してわが方の意見をまとめた。意見は、たいよう、下記のとおりであつた。

(75)

1 第4条

割譲地域における日本国および日本人の財産と日本国および日本人の割譲地域政府および住民にたいする請求権と割譲地域政府および住民の日本国および日本人にたいする請求権の処理は、日本国と当該政府との個別協定によるとする。割譲地域にある連合国財産は、現状のまま、所有者に返還さるべしとする。

第2項は、海底電線について日本と割譲地域との間に折半するとする。

これは、われわれが割譲地域における財産の相続については現地かぎりで終結せしむべきである（事実上の困難からくる必要）との主張を排し直接交渉によるものとするものである。実際上の困難は、想像に余りあるものである。だから、現地かぎりで終結する方式が最善と思うけれども、本案が採用されるならば、その実施について米国外交の絶対なる支援を必要とする旨のオブザーベーションを出すことにする。念のため、連合国財産を返還するのは、統治政府であることを明文上明らかにされたいことを付加する。

2 第6条

占領軍は、条約実施後90日以内に撤退しなければならぬ。ただし日本と連合国との間に締結される協定にもとづいて駐留または駐屯することを妨げない。占領軍に提供された物資であつてまだ代金が支払われず条約実施の際に残っているものは、別段の取決めをしないかぎり、日本政府に返還するとする。

これは、英案にあつたもの。濠州兵の駐屯している事実、この種規定の必要を感じさせる。結構な規定である。

3 第7条

条約実施後1年間に、連合国は日本との2国間条約で効力を持続させたいもの（戦争によつて効力が停止されたと考えられるものについて）、または、復活させたいもの（戦争によつて効力を失つたものについて）を日本に通告すれば、通告日から3月たつて有効となる。有効となつた条約は、国連に登録する。

連合国は、通告に当つて、国際関係についてその責任を有する地域（植民地や信託地域）を条約の実施または復活から除外することができるとする。

米案を正確にし、かつ、第2項がくわつただけである。異存のない条文である。

4 第8条

日本は、他の平和条約の効力を承認する。国際連盟および常設国際司法裁判所の終結のため作成された取決めに承認する。日本は、1919年9月のコンゴ盆地条約・1936年7月のモントルー海峡条約、1923年7月のローザンヌ対土平和条約16条にもとづく権利を放棄する。

日本は、1930年1月の対独条約および国際決済銀行に関する条約等にもとづく権利（対独賠償請求権と国際決済銀行にたいする出資）を放棄し義務を免除されたとする。

これは、英案にあつたもの。コンゴ盆地条約による無差別待遇をうける権利を失うことは、今後永きにわたつて通商上実質的に損失をうけることとなる。

しかし、この譲歩あるが故に英国政府も対日平和条約に同意したのであるから、日本が平和条約獲得のため払う代価としては決して高価なものであるまいとは、アリソン公使が6月25日の会談で切言したところである。

国際決済銀行にたいする日本の出資は19,770株（50,325,000金フラン。払込額は、額面の4分1で12,581,250金フラン。すなわち、4,179,805ドル）で12の民間銀行（日銀をふくまない）が出資者である。アリソン公使は、日本の出資は国際決済銀行でパーで買いもどし代金は在スイス日本財産とは別扱いにして日本に引渡すことに決定している。（この点は、7月7日夜受領した条約案の第16条には明記されていた）。ロンドン市場で同銀行株は額面を割っているの、パーで買いもどされるのは日本に有利である。同銀行は現在純ヨーロッパ的のものになつてゐるから、これによつて日本が失うところはあまりないといつてよいと説明した。

本条は、日本にとり決して好ましいものではない。しかし、先方の説明をきいて、これ以上わが方から意見を申したる必要はないと判断する。

5 第10条

国府の希望で1901年9月の北清事変に関する議定書および関係文書が明記されている。

とくに意見はない。

6 第11条

米案に「日本は、極東国際軍事裁判所および連合国戦犯裁判所の下した判決を承認する」が（くわわり、かつ、恩赦その他は日本と連合国と共同して行うとあつたのが「日本の勧告にもとづいて連合国によつて行使される」と改められている。

別に異議を申したつべき筋合の修正でない。

7 第12条

日本は、安定した友好的な基礎のうゑに貿易・海運その他通商関係を置くために直ちに各連合国と交渉する意思あることを声明する。

協定の締結をみるまで平和条約実施から4年の間、日本は、

(i) 関税・課金・輸出入について最恵国待遇

(ii) 船舶・航海・輸入・課税・裁判・契約・財産・営業および職業について内国民待遇を与え、かつ、国営事業の対外売買をもつばら商業的考慮にもとづいて行わなければならない。

前項の最恵国待遇または内国民待遇は、連合国が当該事項について日本に最恵国待遇または内国民待遇を与える場合にのみ、日本は与える義務がある（相互主義）。また、この相互主義は、連合国の植民地または連邦である場合には、各植民地または各邦についてきめるものとする。

通商航海条約に通例ふくまれる内国民待遇もしくは最恵国待遇の例外の場合についての差別待遇または対外財政状態・国際収支もしくは緊急な安全保障上の利益を確保する必要からくる差別待遇は、本条の適用上差支ない。

平和条約第14条（賠償。在外財産など）と第15条（在日連合国財産の返還。補償など）は、本条による日本の最恵国待遇または内国民待遇許与の義務に影響しないし、または、影響されない。

米案にくらべて、はるかに明瞭な表現となつた。米案は期間を3年としていたが、4年となつた。英案は、さらに詳細で、しかも、無期限であつた。それがワシントン会談で5年に、ロンドン会談で4年に短縮されたことは、アリソン公使の説明したところである。

本条は、全体として、異存はない。

しかるに、6月25日の会談で公使は、英国政府が、差別待遇の承認（d項）か

ら海運を除外すべきことを強く主張している（その理由は戦前の日英通商航海条約のもとで英国船舶は日本で特定の場合に差別措置をうけていいというようなことはなかつた。戦後、戦勝国の船舶が戦敗国において戦前よりも不利益な地位に立つことは承服できぬというにある。もつとも意見である）ことを明らかにした。29日、公使の要望で甘利局長・藤野課長・安藤が公使とこの問題で会談した。公使は英国案を提示するとともに米国としては英国案のように特別に条文を設けることをせずd項に「船舶に関する事項を除き」をくわえる方式で解決したいとのことであつた。わが方は、これに同意した。が、その結果、沿岸貿易を英国船に認めなければならない結果となる点は困まるので、前記の除外からさらに沿岸貿易を除外することとしたい希望をのべ、同日書面をもつて申し入れた。

7月2日午後の会談で、公使から、わが方の希望をいれたd項の新案文「差別待遇は、これを適用する国の通商条約の通例規定されている例外にもとづいておる……場合には、…内国民または最恵国待遇の許与から逸脱するものとはみなされない」を提示された。これはわが方の希望にそうものであるので、7月3日午後の会談で賛成の旨文書で通達した。

「船舶待遇」問題については、後に詳述する。

8 第13条

米案では通商関係に関する一般原則の一部であつたのが、独立の一条文となり、かつ、国際民間航空輸送協定の締結のため連合国と交渉すべきことと国際民間航空条約に加入するまで日本は同条約の基準にしたがつて航空を運営すべきことを付加する。平和条約実施のときに連合国が日本で行使している航空輸送に関する権利および特権を条約実施後ひきつづき連合国に許与すべき期間は3年から4年にのばされている。

民間航空に関する規定を国際航空に限定されたいことを4月来訪の節ダレス特使に要請しておいた。新案文は、この点、改まつていない。今一度要請をくりかえすべきか。米英会談でようやくまとまつた案文である以上、どうしても日本として受

諾し難いことだけにかぎつて要請を提出したがよいと考えるので、本案はのむことにする。

9 第14条

最も重要な規定。重要な修正がくわえられている。

賠償の規定は、こういう。

日本は、原則として戦争中日本がくわえた損害と苦悩とにたいして賠償を払うべきであるが、自立経済を維持しようとすれば、連合国にたいしてじゆうぶんな賠償をなし同時に他の債務を負担する能力を欠くことが承認される。

しかし、日本は、日本軍隊によつて占領され日本によつて損害をこうむつた領土をもつ連合国で希望するものと製造・沈船引揚げその他当該連合国の用に供される役務について日本人の技能と勤労とを提供することによつて損害の修復の費用をこれらの連合国に補償する目的で、直ちに交渉する。

かかる協定は、他の連合国に加重的な負担を課することをさけ、また、原料の加工が必要なときは、日本に外国為替の負担を課さないように、当該連合国が原料を供給しなければならない。

つぎに、在外日本資産に関する規定は、こういう。

各連合国は、(i)日本および日本人、(ii)日本または日本人のためにまたはこれらに代つて行動するもの、(iii)日本または日本人によつて所有または支配される団体に属するすべての財産・権利・利益であつて1941年12月7日（中国については1937年7月7日）と平和条約実施との間のいずれかの時に連合国の管轄に服したものを差押え、保留し、清算する権利を有する。差押・保留・清算の権利は、当該連合国の法律にしたがつて行使され、日本人所有者はこれらの法律により与えられる権利のみを有する。

もつともつぎの財産は、処分を免除される。

- (i) 戦争中連合国の領域に居住することを許された日本人の財産
- (ii) 大公使館・領事館および館員の財産
- (iii) 宗教団体または私的慈善団体の財産
- (iv) 平和条約実施前における当該連合国と日本との間の通商および財政関係の再開から生じた財産権

- (v) 日本または日本人の債務・日本にある有体財産上の権利・日本法によつて組織された企業上の利益またはそれらの証拠たる文書。ただし、円貨で表示されたものにかぎる。

上記例外として返還される財産は、保管管理費をさしひいて返還される。また、日本人の商標と著作権は、連合国の事情の許すかぎり好意的に取扱う。

最後に、条約に別段の規定のある場合をのぞき、連合国は、賠償請求権日本および日本人が戦争遂行中とつた行動から生ずる連合国および連合国人の他の請求権および直接占領軍費の請求権を放棄するとする。

本条は、賠償の部分で最も大きな修正をうけている。賠償打ちきりの米国の主張は撤回され、対日賠償を強硬に主張する諸国（占領によつて甚大な損害をうけた比その他）の要求に応ずるため各種の条件を付しつつ平和条約後2国間交渉により解決することとして問題を今後にもちこした。賠償能力なしと信ずる日本政府の苦痛とするところである。しかし、早期講和を実現するためには、これは、この程度でしのばねばならない。こうして、これは、独立回復後日本外交の解かねばならぬ一大課題として残る。米外交の絶大な支援がなければならない。その意味を意見として申し入れることにする。

在外財産は、もはや、いうべきことはいつくした後である。ただ、開戦時と条約実施時との間のいずれかの時に一度連合国の管轄に服したものはすべて処分するという規定は、きわめて広く解釈される危険がある。船舶について考えれば、解かろう。（韓国政府のごときは、終戦後釜山で給水したというだけで日本船の引渡を要求している）。イタリア平和条約は、条約の実施の日に連合国にあつたイタリア財産とする。イタリア平和条約と同一方式の採用を要請することとする。（7月7日夜交付をうけた条約案は、この要請を容れていた）。

連合国による請求権の放棄は、きわめて明確、かつ広くなり（賠償請求権だけでなく他の請求権もふくむ）、わが方の気持にそうものである。

10 第15条

1941年12月7日と1945年9月2日との間のいずれかの時に日本国内にあつた連合国および連合国人の財産は、平和条約実施後9月以内になされる請求にもつて請求から6月内に返還しなければならない。所定の期間内に返還請求の

ない財産は、日本政府で処分してよろしい。財産が返還できぬか、または、損害をこうむっているときは、1951年…月…日付日本法律第…号にしたがつて補償する。

連合国財産の返還についても、在外資産の処分の場合と同よう、返還財産の日本にあった時期の規定しかたにたいして、異論がある。イタリア平和条約同よう1945年9月2日で押えるよう要請することとする。（7月7日交付をうけた条約案は、この要請を容れてくれなかつた）。

国内法たる「補償法」の条約における引用についても、条約調印前に臨時国会を招集して法律を制定することは、条約論議に立ちいらぬでなすことはほとんど不可能なのでこれを避け、できうべくば政令で公布し条約に政令を引用するか、日本政府から法案を付して同案の趣旨によつて補償法を制定すべき旨を米国政府に通告し条約には「…年…月…日付日本政府通告に言及された補償法にしたがい」と規定する方式を考慮されたい旨を申し入れることにする。（この点に関する彼我接衝の詳細は後記「連合国財産補償法」の項に説明してある）。

工業所有権については、1949年政令第309号、1950年政令第12号および第9号の利益をひきつづき連合国人に与える。

著作権については、1941年12月6日連合国および連合国人が日本において有していた著作権はひきつづき効力を有することを承認し、かつ、開戦後日本が当事者たる条約によつて生じ、または戦争がなかつたならば生じたであろう権利を、当該条約が日本または連合国の国内法によつて廃止されたか停止されたかどうかを問わず、承認する。また、開戦日から平和条約実施までの期間は、著作権の保護期間に算入されない。

この工業所有権と著作権に関する規定は、日本として異議を申し立つべき性質のものでない。

11 第16条

日本の捕虜として虐待をうけた連合国軍隊の兵員に賠償の意を表明するため、日本は、中立国または連合国と交戦した国（独・伊など）にある国有および私有の財産を国際赤十字委員会に引渡すべきものとする。

6月25日の会談で、アリソン公使は、これらの財産は4千万ドル以内と見積られていると説明した。タイをふくむかとの質問にたいしてははつきりしないと答えた。

この条項は、道義問題としては已むをえないところと感ずるけれども、政府としては黙過できない。28日の会談で、総理も先例もなく国際慣行上も聞いたこともない、国民と国会にたいする立場からプロテストせざるをえないとのべられた。

オブザーベーションでも本条にたいし遺憾の意を表するとともに引渡を国有財産にかぎり、財産についている負債は弁済した後の残余財産を引渡すことにし、また、在外財産の処分にたいする例外をこの引渡にも適用されるよう要請することにする。（7月7日受領をうけた条約案は、上記の最後の要請は容れていた。）また、国際決済銀行出資の除外も明記した）。

12 第17条

連合国の請求に応じ、日本は、捕獲審検所の判決を再審し国際法にしたがつて訂正しなければならぬ。再審または訂正の結果返還すべきであると認められたときは、当該財産について第15条（連合国財産の返還）を適用する。

平和条約実施後1年以内に、日本は、開戦と条約実施との間に連合国人が原告または被告としてじゅうぶんにその主張をなすをえなかつた事件について日本裁判所の下した判決を当該連合国人が日本政府の当該官憲に再審のため付託しうよう措置をとらねばならない。連合国人が判決のため損害をうけたときは、判決前の事態に復帰させるか適正な補償を与えなければならないとする。

捕獲審検に関する書類は、降伏後占領軍当局に押収されて、政府の手許にない。判決は、再審された。没収船舶58隻のうち、41隻はすでに修理して返還され、3隻は返還を待ちつつあり、14隻は沈没している。この状況において、本条のような規定は不必要である。このしだいを先方に申し入れることにする。

13 第18条

戦前の債務および契約ならびに戦争前に取得した権利から生ずる金銭債務は、戦争によつて影響されない。この金銭債務は、日本または日本人が連合国または連合国人にたいするものと連合国または連合国人の日本または日本人にたいするものをふくむ。

また、戦争前に発生した財産または身体にたいする損害の補償請求権であつて連合国政府により日本政府に、または、日本政府により連合国政府に提出または再提出されたものは、戦争によつて影響されないとする。

これは、英案にあつた規定である。相互主義である。異議を申したつべき筋合でない。

つぎに、外貨債について一項を設け、

日本は戦前の外貨債（国債および国の債務に肩替りされた社債をふくむ）にたいする債務を確認し支払再開のためすみやかに債権者と交渉を開始する意思を表明する。戦前の私債務に関する交渉を援助する。海外送金を容易にする。

とする。

本項も支障のない規定である。外貨債処理に関する政府の方針に合致する。なにも意見はいわないことにする。

14 第19条

日本は、戦争から生ずる、または、戦争状態存在の故にとられた行動から生ずる連合国および連合国人にたいする請求権を放棄する。

日本は、1939年9月1日（ヨーロッパ戦争開始の日）と平和条約実施の日との間に連合国が日本船舶にたいしてとつた措置から生ずる請求権ならびに連合国に抑留された日本捕虜および文民について生ずる請求権を放棄する。

日本は、相互放棄を条件として独逸政府および独逸人にたいする請求権を放棄する。ただし、1939年9月1日前の契約またはその前に取得された権利に関する請求権と1945年9月2日後における日独貿易から生じた請求権を除くとする。

（この段階ではd項は、まだはいつてない）。

本条は、米案を英案で補完したものである。日本としては、請求権を放棄するばかりであるから、決して愉快ではない。しかし、戦敗国として甘受せざるをえない。なにもいわぬことにする。

15 第26条

日本は、1942年1月1日連合国宣言の署名または加入国で日本と戦争状態にあるものであつて本条約の署名国でない国と、本条約の定めるところと同一のまたは実質上同一の条件で2国間平和条約を締結する用意あるものとする。ただし、この日本の義務は、条約実施後3年で終了する。日本が本条約に定められたところより大きな利益を与える平和解決または戦争請求権の解決をなすときは、同一の利益を本条約の当事国に与えねばならないとする。

本条は、国府に調印せしむべしとする米国と中共に調印せしむべしとする英国との間にロンドン会議で折衝を重ねた末到達した妥協案である。平和条約にどちらの政府も調印させないでいて、事後日本をして中国とこの条約と同一内容の2国間平和条約を締結させようとするものである。中国のどちらの政府を相手とするかは、条約の全く規定しないところで、平和条約によつて自主独立を回復した日本政府の決定に一任されるところである。25日および28日の会談で米英両国の苦心はアリソン公使から詳細説明された。米国の意向は日本政府によく解つている。以心伝心である。本条については意見を提出する必要はない。

受領した新案文および事務当局5名でまとめあげたこれにたいするわが方オブザベーション案については、7月1日（日曜）、西村、箱根小涌谷の三井別荘において総理に説明し総理の了承をえた、その際、総理は補償法案をどう平和条約に言及するやの点について交換公文方式をもちだされた。なるほど妙案だと思つたので第15条に関するオブザベーションのなかに追加することにした。この時は、新案文の問題のほか未帰還邦人問題・信託統治地域の住民の地位の問題・占領軍使用施設の返還問題に関する要請案をも説明して総理の承認をえた。総理は事務当局の勉強にたいし満足の意を表された。

7月2日午後、次官（西村）、アリソン公使（シーボルト大使・フィン書記官）と会談の席上、わが方のオブザベーションを先方に交付した。

わがオブザベーションは、すでに説明したように

1 第4条

- (1) (a)項の前半は 実施不能（終戦以来朝鮮で発生している事態を 考えてみられたい）と思う。従前提示した積極および消極の財産の承継は各当該地域において終結させることが唯一の可能な方式であろう。原案を維持される場合には、合衆国政府の絶大なる外交上の支援が必要である。
- (2) ここにいう「請求権」が戦争賠償をふくまないことを明らかにする 必要がある。
- (3) 問題の地域にある連合国財産の返還は、その地域を現在管治する当局によつてなされるべきことを明記されたい。

2 第14条

- (1) 本条(a)項に定められる条件をもつてしても賠償責任を負うことは日本政府のきわめて苦痛とするところである。しかし、必要の前には膝を屈せざるをえない。関係国と必要な取決めを交渉するに際して合衆国の強力な外交的支援を求める。
- (2) (a)項(2)の規定とイタリア平和条約第79条1の間には期間の規定しかたにいちじるしい相違がある。本条の規定(「1941年12月7日と本条約実施の時との間のいずれかの時に連合国の管轄に服したすべての日本国の財産」)は、差押え清算しうる財産の範囲を不当に拡大する危険があるので、イタリア平和条約と同日本国のよう「本条約の実施のときに連合国の領域内にあった日本国の財産」とされたい。

3 第15条

- (1) 平和条約調印後に補償に関する国内法を国会が制定できるように規定されたい。

それが困難ならば目下協議中の補償法案の内容をSCAPのオーソリゼーションをえて政令として公布し平和条約はこの政令を引用する力、または、日本政府が目下協議中の補償法案を国会で制定してもらう心算であることを書面で合衆国政府に法案を添えて通告し合衆国政府はこれを了承し平和条約はこの交換公文に言及することにしてはどうか。

- (2) 本条が「1941年12月7日と1945年9月2日との間のいずれかの時に日本国内にあったすべての連合国財産」を申請に応じて返還すべきものとしているところも、また、イタリア平和条約第78条1の規定(イタリアの参戦日1940年6月10日にイタリア内にあった連合国財産とする)と相違する。第14条の場合と同じ理由でイタリア平和条約と同じ原則を採用されたい。

4 第16条

- (1) 戦勝国による在中立国戦敗国財産処理は国際法の確立した慣行に反し歴史に先例もない。日本政府は遺憾の意を表する。
- (2) 引渡を公有財産に限定し、かつ、引渡は財産にたいする請求権を弁済した残余財産について行われるようにされたい。第14条(a)項(2)に規定される例外は同ようにこの場合にも認められるものと了解する。

5 第17条

捕獲審検所の記録と文書は、占領軍当局に引渡され占領軍当局は決定を再審査した。適法な手続にしたがつて日本が没収した船舶のうち返還可能なものの大部分は占領軍当局の命令によって原状に回復のうえ原所有者に返還された。平和条約では返還すべきものであるけれども返還不可能な船舶および貨物にたいする補償について第15条が適用されることを規定すればじゅうぶんであらう

というものであつた。

わが方から文書を提出し逐一説明をくわえたにたいし、アリソン公使は、

- (イ) 第14条の清算の目的となる在連合国日本財産に関する期間の規定しかたについては、考えてみようと言えた。
- (ロ) 第15条の補償法の平和条約における引用については、条約署名前に補償法を制定することを回避したいとの当方の希望に応ずる方式があるだろうと言えた。
- また、期間の規定しかたについては、原案は第14条の場合のように危険はあるまいと言えた。
- (ハ) 第16条の在中立国日本財産の引渡に関する要望(公有財産への限定・外交領事財産等の除外)は考えてみようと言えた。
- また、本条にたいするプロテストを議会であまりつよくいうことは列国の対日感情を害する懸念があるから注意してほしいといい、当方からもちろん気をつけようと答えた。
- (ニ) 第17条の捕獲審検所の決定と関係船舶については、実情を了解したから考えなおそうと言えた。

6月28日アリソン公使から受領した平和条約新案文は、付録27

6月29日アリソン公使から受領した平和条約新案文は、付録28

7月2日午後アリソン公使に交付された平和条約新案文にたいするわが方オブザーション(英文)は、付録29

7月2日午後の会談録は、付録23

また、7月2日午後の会談で平和条約第17条(捕獲審検所)にたいするわが要望を説明するに際し利用した関係資料は、付録30

に収めてある。

なおコンゴ盆地条約および国際決済銀行については「参考資料」の部に収めてある関係資料を参照ありたい。

第4 造船能力問題

1 6月12日午前、井口次官先方の求めによつてシーボルト大使を往訪したところ、大使から、アリソン公使一行の20日ごろ東京予定を告げられるとともに東京で日本の造船能力について下記の諸項目に関し討議したいので日本側で準備をしておくよう要請された。大使は、ダレス特使が平和条約に造船能力の制限を規定することを回避するよう努力中である旨を付言した。

- (イ) 日本の造船能力はいくばくありや。
- (ロ) 現在の過剰能力はいくばくありや。
- (ハ) 他の用途に転用しうる造船能力はいくばくありや。
- (ニ) 原料の関係よりみて今後いくばくが過剰能力として残るか。
- (ホ) 日本が過剰能力の処理のためとるべき自発的措置（ディスマントル等）

2 先方の要望は直ちに運輸相に伝え、かつ、条約局長は同日午後秋山運輸次官を往訪してダレス特使の要望を説明し作業方依頼した。

3 16日午後1時半から運輸省側甘利船舶局長・荒木官房長・藤野造船課長外1名、外務省側安藤・高橋・後宮・藤崎・西村の9名は条約局長室に会合しわが造船力の制限問題について対策検討を行つた。運輸省側からその結論を開陳し外務省側はおおむねこれを了承し米側の照会にたいするわが方の回答のラインを打ち合せた。

19日夜甘利局長と藤野課長は条約局長宅に運輸省作成の回答原案と資料および付属統計表を持参し詳細説明をくわえるところがあつた。前掲「備忘録」の6月19日の項参照。

運輸省の回答原案「造船能力について」に付属の資料は「旧海軍工廠の能力」と「将来における船腹建造量の見透」と題する2つの文書である。「造船能力について」は、特使の照会に応じて(1)造船能力の現状、(2)現有能力は過剰であるか、(3)鋼材供給能力からみて造船能力に過剰ありや、(4)造船施設は転換可能か、(5)過剰能力を自発的に処理で

きるかについて政府の見解を明らかにする。政府の見解は過剰能力はない、というのである。「旧海軍工廠の能力」は、横須賀・呉・佐世保・舞鶴・大湊について船台を基礎にして能力を推定し総計89,650総トン（ただし、横須賀は実情調査不能のため勘定にいれない）とする。「将来における船腹建造量の見透」は、昭和28年度までに主として新造によつて整備すべき船腹量約70万総トン、昭和28年以降各年の要建造量約45万総トン（これにふくまれていない鉄道連絡船、国内交通船、漁船・特殊船（曳船のごとき）計31万総トンの代船建造とその各年における海難喪失の補充を計算にいれると50万総トン）とする。

20日午前、外務省側で加筆整備してわが方の回答案を作成した。回答案は、「旧海軍工廠の能力について」を「旧海軍工廠について」として取り入れることとしたので、付属の資料は「将来における船舶建造量の見透」のみとなつた。また、回答案の内容は、趣旨において運輸省原案と大差なくただ5の末尾で造船法の届出主義を許可主義に修正の可能性を示唆した点および6の後半で旧海軍工廠の施設を商船建造のために移動することに興味を有しないとのべた後国際情勢上自由世界の戦力ないし経済力の保持のためこれら施設温存の必要を説き場所によつて米国海軍によるまたは米国業者による活用あるいは現状設置を示唆した点の2つが実質的な加筆整備である。

4 回答案および資料の内容は、要約すれば、下記のとおりでである。

「日本の造船能力について」

「1. 能力の現状

- (1) 1947年全国80工場・年間801,100総トンと評価された（ストライク調査団）もののうち1951年3月末現在までに21工場・年間133,400総トンが休止または廃止され、現有稼働能力は59工場・667,700総トンである。
- (2) このうち3,000総トンをこえる船舶を建造しうる造船所は25工場…12,000総トンで現有稼働能力の90%をしめる。

2. 現有能力は過剰であるか

- (1) 1951年5月末、建造中の船舶は、154隻・534,700総トン。わが国の生活水準を1934～36年水準に回復するためには、増加する船腹需要の充足と現有商船の代船建造のため、今後年間40～50万総トンの建造を必要とする。

(2) 現有稼働能力の操業率は現在約70～80%。今後、年間40～50万総トンの建造を行うとすれば、ほぼ同じ操業率となる。

(3) 現在稼働中の3,000総トンをこえる船舶を建造しうる船台は1932～36年の平均にくらべ約40%増加しているが、他の重工業または化学工業の能力増加にくらべると決して過大でない。

3. 鋼材供給力からみて造船能力に過剰ありや

造船用鋼材の消費高は、50年実績28万トン、51年32万トンの見込。これにたいし普通鋼圧延鋼材の生産高は、50年実績360万トン、51年度420万トンの見込。消費高の生産高にたいする比率は、50年7.8%、51年7.6%にすぎない。戦前は約10%であつた。

今後40～50万トンの建造計画をつづけると、造船用鋼材年間25～30万トンを要する。これにたいし生産は、450～500万トンが計画されているので、この計画が維持されるかぎり、鋼材供給の面から困難はない。

4. 造船施設は転換可能か

転換は不可能である。戦後日本における試は、みな失敗した。

5. 造船能力を自発的に処理できるかどうか

上述のような現状であるので、余剰能力を自発的に処理する問題は起らない。もつとも、すでに廃止または休業しているか今後廃止または休業する工場がふたび稼働することを阻止するため、現在届出主義をとっている造船法を許可主義に改めてもいいと思つている。

6. 旧海軍工廠について

1～5は民間造船能力に関するもので旧海軍工廠をふくまない。

旧海軍工廠の能力は、横須賀は調査不能、呉・佐世保・舞鶴・大湊はそれぞれ47,000総トン、27,000総トン、15,000総トン650総トン（船台を基準とする推定能力）。

旧海軍工廠の造船施設を商船建造のために稼働することに興味をもたない。ただし、撤去ないし廃止することは現下の国際情勢からみて自由世界の戦力ないし経済力の保持上必ずしも賢明ではあるまい。横須賀および佐世保は平和条約後極東水域にある米国海軍において使用され、呉は現在すでに行われているように米

国業者において活用し、その他（呉の残部・舞鶴・大湊）は現状のまま放置しておいたがよからう』

「将来における船舶建造量の見透」

「1. わが国の貿易量の50%を日本船で運送するに必要な船舶量は、経済安定本部策定の自立経済計画によると、1953年度（同計画の目標年度）で1,936,000総トン。これに中共輸入貨物を遠洋地域へ転換するため必要な船舶量の増加約300,000総トンをくわえると約2,236,000総トンの外航船舶が必要。これにたいし、今日まで実施された外航船舶拡充既定計画を続行することによつて1952年度までに約1,549,000総トンの船舶が整備される。差引約700,000総トンの外航船舶を1953年度までに整備する必要がある。

2. 1953年度以降の必要建造量を生活水準の向上率を基礎として推定する。生活水準が戦前ベースに回復する目標年度を1956年とする。この目標年度における貿易量は3,200万トンで国内汽船輸送量は2,500万トンと推計される。この場合1956年度における年間平均稼働船舶所要量は、外航2,956,000総トン（貿易量の50%を邦船積取りとして算定）、内航820,000総トン、計3,776,000総トンとなる。

3. 船舶拡充既定計画遂行による1952年度末船腹は2,256,000総トン（外航1,549,000総トン、内航707,000総トン）と1956年度における所要量をくらべると、なお1,520,000総トンを建造しなければならないことになる。さらに、1952年度の船舶量のうち戦標船および在来船をふくむ約513,000総トンは1956年度までに稼働年数がきれ代船の建造を必要とする。そのうちの450,000総トンを1951年度中に既定計画の外に200,000総トンを建造し52年度100,000総トン、53年度から56年度まで各年50,000総トンづつの代船建造を実施するとすれば、53年度以降56年度までに、内外航における不足船舶の建造と戦標船・在来船の代船建造をふくめて、各年約430,000総トンの建造が必要となる。

4. 以上のほかに、各年における海難事故による喪失船舶量2万～4万総トンのための代船建造を見込めば、要建造量は各年約45万総トンである。

5. さらに上述の船舶量のなかにいれてない鉄道連絡船・国内交通船等計約8万総トンならびに漁船（捕鯨船をふくむ）および特殊船（曳船・官庁船など）計31万総トンの代替船建造と各年における海難喪失の補充を考えると、53年度以降の要建造量は約50万総トンになる」

「付属統計表」

付属統計表は、

第1表 造船所別建造能力

第2表 年次別稼働率試算表

第3表 船台推移表

第4表 鉱工業生産水準および設備能力表

第5表 国内圧延鋼材量および造船事業消費量

の5つから成る。

5 上記の文書については、6月21日午後、目黒公邸で総理に説明し先方に提出することについて了承をえた。

6 先方に提出すべき文書（英文）は、24日、目黒公邸で完成することができた。

7 文書は25日外交局における次官（西村同道）アリソン公使会談の終了後公使に交付された。

8 29日午前外交局で安藤・甘利・藤野3くんがアリソン公使と平和条約第12条D項に関連し船舶の待遇問題について会談した。その際、わが方から造船業の自発的制限に関し英国は日英間の協定または宣言のようなものを期待しているのであろうかと質問したところ、公使は、「日本の造船能力については日本側でつくられた調書がよくできていて、現に廃休止中の13万トンを棄てる意思表示ならびに適正な造船計画をたてておられることが明瞭になった。早速英国政府に送付する。船舶待遇問題に関する英国の主張の受諾とこの調書があれば、だいたい、日本の造船能力制限問題はこの辺で片づくものと思う」と答えた。前掲「備忘録」の6月29日の項参照。

9 第3次交渉で造船能力問題についてはこれ以上話はでなかつた。

運輸省作成の「造船能力について」および「将来における船腹建造量の見透」は、付録31

6月20日作成のわが回答案「日本の造船能力について」および将来における船舶建造量の見透」は、付録32

6月25日先方に交付した文書（英文）と付属統計表（英文）は、付録33に収めてある。

第5 船舶待遇問題

1 6月25日午後の会談で、アリソン公使が、ロンドン会談において英国の要求に応じ米国は米案第13条（条約案第12条）の最恵国待遇および内国民待遇の保障にかかわらず日本政府は対外的な財政状態および収支の均衡または緊急な安全保障上の利益を保護する措置をとりうるとする条項から海運と航海を除外することに同意した旨わが方に告げたことはすでに記述したとおりである。

2 しかしながら28日午前公使からわが方に交付された第12条の案文は、まだ、英国の要望による修正がくわえてなかつた。

3 29日午前、約にしたがい甘利船舶局長・藤野造船課長・安藤は外交局にアリソン公使を往訪した。フィン書記官同席。

公使は、第12条の案文を示し一応説明をくわえた後、同条(d)項に関し英国では SHIPPING が日本の外貨支払状況・安全保障上の必要から内国民待遇または最恵国待遇をうけないことがある点にたいし強い反対がある。英国は戦前ですらかような制限をうけていなかった。戦後に戦前より悪くなることは肯けないとする。米国も戦前より良くしようとは思わないがより悪くするのは本意でない。英国は SHIPPING に関する1条を第12条のつぎに加えようと申し入れている。自分としては第12条(d)項から SHIPPING を除外するとして解決したいと思う。例えば(d)項の In the application of the Article, a discriminatory measure のつぎに....., with the exception matters concerning shipping の字句を挿入してはどうか。日本政府に異議ないかどうか知りたい。日本の海運と造船について英国はいろいろ主張したが、ようやくここまでできたのだから、この挿入によって妥結するのが日本のためにもなろう。結果を直ちにワシントンに打電して英

國と交渉するから、今日中に返事をもraitたいといつた。

安藤から、了承した旨をのべるとともに

- (1) シッピングから沿岸貿易は除かれると思うがどうか。
- (2) 英国の希望する日本の造船業制限の自発的措置に関連して日英間のなんらかのアグリーメントないしは宣言のようなものを期待しているのだろうか。
- と質問した。

公使は、(1)のカボタージュについては専門家の意見をきこう。米国はカボタージュを外国船に禁じているが英国は許している。相互主義だから日本も不利ではあるまい。(2)の日本造船業制限の自発的措置については後日の日英間話しあいのいかんによる。しかし先日提出された造船業に関する資料で(a)13万トンの造船能力の発止と今後のディセントな造船計画が明らかになったこと、および(b)第12条(d)項からシッピングを除外することによつて英国はこれ以上造船制限にアグリーメントや宣言を要求しまいと思う。英国は、日本が過剰造船力をもつてドンドン船をつくりそのうえ第12条(d)項を利用して英国船に不平等の待遇を与えることを惧れているのである。この意味からも第12条(d)項からシッピングを除外することが結局日本の利益になろう。先日提出の資料は非常によくできていてワシントンを通じて英国にいつてやろうと説明した。

4 上記会談でアリソン公使が提示したシッピングに関する英国政府の新条文案は、下記の内容のものであつた。

「1 一般に航海および海運業に関する条約または約定書の実施されるまでの間、日本国は、4年の期間各連合国ならびにその国民および船舶にたいし、当該連合国から同様の待遇を受けることを条件として、下記の待遇を与えるものとする。

(i) 輸送される船客と貨物をふくみ連合国船舶は通商・航海および海運の取扱いに関するすべての事項について内国民待遇を享有する。

(ii) 第12条(c)の規定は適用あるものとする。

5 会談の趣旨は、折りよく来省された総理に条約局長から報告し公使の提案に同意することにつき総理の了承をえた。また、その際、公使の造船能力に関するわが方提出の資料に関するリマークもあわせて総理に報告しておいた。

6 回答に当つては運輸次官の要望でカボタージュを除外することを条件にアリソン公

使の提案に異議ない旨を回答することになり、同日午後5時約束どおり条約局長からフィン書記官に回答文を手交した。

わが回答覚書は、

「日本政府はカボタージュを除き海運に関する事項を第12条(d)項の適用から除外することに異議がない。

理由は、つぎのとおり。

日本はカボタージュを留保しないで海運を通商条約に規定されている例外にもとづく差別的措置から除外することに同意しかねる。日本が当事国となつている通商航海条約では、カボタージュは内国民待遇の適用から除外されている。日米通商航海条約の補足条約第2条は「締約国の沿岸貿易は本条約の規定から除外せられ各自の法律にしたがつて規律せらるべし」と規定している。英国は外国船舶にカボタージュを禁止しないが日本は内国民待遇からこれを除外している。だから、日本の地位は第12条(c)項の定める相互主義では保護されない」

というのであつた。

7 7月2日午後の会談で、アリソン公使は、第12条(d)項の新案文を交付した。新案文は、

「この条約の適用上、差別的措置は、この措置が、この措置を適用する当事国の通商条約に通常規定される例外にもとづいており、または、その当事国の対外財政状態もしくは国際収支を安全にする必要にもとづいており（海運と航海に関するものを除く）、または、その当事国の重大な安全上の利益を維持する必要にもとづいており、かつ、この措置が実情に適するものであり恣意的なまたは非合理的方法では適用されない場合には、それぞれの場合について内国民または最恵国待遇の許与から逸脱するものとは認められない」というのであつた。すなわち、新案文は、わが方の希望をいれ、第12条(d)項にもとづき日本がなしうる差別待遇から海運と航海を除外すべしとの英国の主張を「対外支払上の必要にもとづく差別待遇の場合」のみにかぎつて認めた。

8 わが方は、翌3日午前のアリソン・クラットン会談で、新案文に異議ない旨を書面で回答した。

6月29日午前の会談録は、付録34に収めてある。会談録には、英国の提案が別添Aとして、また、われ方の要望が別添Bとして添付してある。

7月2日受領した第12条(d)項の新案文は、付録35

7月3日先方に交付したわが同意書は、付録36に収めてある。

第6 対 比 賠 償 問 題

1 6月12日、外交局からアリソン公使来京の連絡あつた際、造船能力の問題とともに、前回ダレス特使離日の際、課題として残された対比賠償問題についての結論も用意しておくよう注意があつた。

2 ダレス特使の課題は、「賠償は支払えないとの原則を維持しつつ、比政府から原料の提供をうけ、これに加工して比政府に引渡すことを日比通商協定と関連して考究してもらいたい」というのであつた。

3 特使離日後、外務・通産・大蔵三省の限定された者の間で資料と意見を持ちよつて5月上旬2案一ひとつはダレス課題にたいしだした結論、いまひとつはダレス方式は成りたちにくいとの結論がでるので代案としてのクレジット案一を作成した。白州氏は双方を不可とした。総理からは、たびたび督促があつた。しかし、容易に納得のいく結論がでないし、また、わが方からすすんで回答をだすまでもなくいま一度先方から督促をうけるまで待つがよいという意見もあつて延び延びになつていた。

4 5月上旬外務・通産・大蔵三省担当官は下記の3案を基礎に討議した。

第1案 平和条約の発効後、日本は比にたいし10年をこえない期間クレジットを提供する。クレジットの供与に関しては毎年日比貿易協定の締結に際し日比(米)2(3)国間において協定する。毎年のクレジット額は、当該年度における日比(米)2(3)国間輸出入総額の5パーセントを越えないものとする。比は右クレジットをその提供する原料の日本における加工・日本からの必要資料およびサーヴィス(沈船の引揚等をふくむ)の購入などに使用する。本クレジットの最終的処分については平和条約の効力発生後日比(米)2(3)国間において協定する。

第2案 日比貿易協定の作成にあつて日本の対比輸出を比からの輸入より大きく

し、差額に相当する額について比は日本から復興または開発のための所要資材およびサーヴィスの購入もしくは比技術者の日本派遣に使用する。この場合、右差額に見合う比貨を比政府は比島内に積みたて、その処分については日比の合意による(實際上、日本は比政府が右比貨を教会堂、橋梁等の復興工事費に使用することを承認する)。右差額は毎年日比間輸出入総額の5パーセントをこえないものとし、かつ、J0年をこえない期間において毎年差額の設定について日比間に協定する。この場合日本政府の財政支出は、1950～1951年度日比貿易協定を基礎とすれば、輸出入額はそれぞれ5,000万ドルであるから、協定どおり貿易が実施されれば、その5パーセント500万ドル、円貨換算約18億円である。

第3案 比が毎年の貿易協定量をこえて原材料を供給する場合、毎年貿易協定に掲げる比からの輸入量の10パーセントをこえない限度で10年間、日本は、毎年右比供給の原料に加工した製品(数量および種類は日比間に合意で決定する)を比に引渡す。ただし、原材料の支払は製品価額から原材料価額を差引くことによつて行う。ただし、日本側の引渡す製品の総価額を制限する(例えば、前年度比からの輸入額の10の1をこえないとする)。

この3案を通じ下記の2点に注意する必要があるとする。

1 賠償支払は、わが国経済の自立をさまたげず、かつ、連合国にたいする追加負担を避けるような限度および方式によるべき旨のイタリア平和条約第74条第3項類似の規定を設けること。

2 国内の財政負担は、見返資金の運用利子のなかから充当しうよう措置すること。

討議の結果は、5月14日付「フィリピンの賠償請求権について」と題する作業にとりまとめられた。作業は、「賠償は支払いえないとの原則を保持しつつ、フィリピン政府から原料の提供をうけ、これに加工してフィリピン政府に引渡すことを日比通商協定と関連して考究した」案と「実施上の困難が前述の方式ほどでなく、しかも、日比間の貿易関係を増進すべき方式」としてのクレジット案の2つを提唱するものであつた。

第1案は、比政府が毎年貿易協定に掲げる比からの輸入原料について協定量の10パーセントに該当する量を別に日本に提供し、日本はこの提供された原料に加工した製品を比政府に引渡すこととする。

この方式をとる場合、1950～1951年度日比貿易協定を基礎として試算すれ

ば、日本政府の年間財政負担は、11,248,205ドルとなる。このうち8,905,005ドルすなわち3,205,801,800円が円貨支出であり、2,343,200ドルが製鉄用粘結炭(8万トン)の輸入に当てられ外貨負担となる(試算の詳細は付録の38所載の原文によつて承知ありたい)。

作業は、第1案の末尾で「上述したところから明らかなように、この方式は、フィリピン政府の提供する原料の量を年間協定輸入量の1割と仮定して、3,205,801,800円の円貨支出と2,343,200ドルの外貨支出をとまう。この負担は、回復期にある日本経済の良く堪えうところでない」とその困難性を訴えている。

第2案は、平和条約の効力発生後5年ないし10年をかぎつて日本は、毎年日比貿易協定の締結に際して比にたいし当該年度の日比輸出入総額5パーセントをこえない額のクレジットを提供する。日比貿易を増進するため、ここにいう「輸出入総額」は「協定額」でなく「実額」である。比政府は、このクレジットをその提供する原料の日本における加工に、または、その必要とする物資の日本からの購入に、または、サービス(比海域における沈船引揚をふくむ)の購入に使用できる。使用の細目は毎年協定する。クレジットの最終処理は、上記5年ないし10年の期限の満了した際日比間で協議することとする。

作業は、第2案の末尾で「この方式によると、日比間輸出入総額は1950~1951年度それぞれ5,000万ドルであるから協定どおり貿易が行われるとすれば、日本政府の財政支出は1億ドルの5パーセントすなわち500万ドル円貨換算額1,800,000,000円である」と説明している。

5 事務当局の作業にたいし、5月15日、白州氏一同氏は賠償問題とくに対比賠償について深い関心を有し常に積極的に意見を開陳してきたつた一は、その意見を文書として井口次官に表明した。次官はこれを条約局長に伝達した。

氏の意見は、第1案については「この案は原則的には純然たる製品による賠償であつて、(日本がかくのごとき財政的負担に堪えうるものではないという結論には同感であるが)、こういう「賠償」行為をして賠償は支払えないとの原則を保持しようとすることは自己陶醉も甚だしい」と、また、第2案については「クレジットを設定しその最終処理は期間満了後に協議するというのはこれがクレジットでないということの一番の証明である。これは単なる金銭賠償である」と批評し、「プリンシパルのしどろもどろな

ことは国際関係においては極力回避すべきである」として両案を排除し、この問題については、(a)賠償不能の原則を堅持し、(b)協定は平和条約とは別個に締結することとし、(c)沈船引揚のようにいつべんで済み、かつ、他国のため先例とならないようなことで「遺憾の意を表明する」に適した方法を選ぶべきであるとするものであつた。

6 6月12日シーボルト大使からアリソン公使一行の来日を予報されるとともに造船能力および対比賠償について準備しておくよう要請されたことはすでに説明したとおりである。

会談に備えて、6月15日、事務当局は総理説明用にした「メモ」を作成した。「メモ」は、対比賠償問題について前回特使離日に際し残した課題にたいし当方考究の結論を提出しなければならないが、「日比通商と関連し通商関係を増進しつつ何かを支払うことを考えてみよとの先方の示唆にたいする結論をありのまま差しだして反応をみることにしたい」とした。

6月21日午後、目黒公邸で「メモ」を基礎に総理に事務当局の作業を説明した。総理は、「メモ」の方針を了承し作業の第1案をアリソン公使に提出することを許された。

7 わが方の回答は、6月25日午後の最初のアリソン会談で、公使に提出された。公使は、研究して後日また話しあうことにしようと答えた。

8 第3次交渉を通じ対比賠償問題についてそれ以上の話はなかつた。

平和条約案が賠償問題を条約実施後における日本と関係国の直接交渉に一任する方式を採用していたから、けだし、それは当然であつた。

外務・通産・大蔵3省事務局間討議の基礎3案は付録37

5月14日付作成の「フィリピンの賠償請求について」は、付録38

5月15日付白州氏の意見書「フィリピンの賠償請求について」は、付録39

6月25日午後アリソン公使に交付したわが回答(英文)は、付録40

に収めてある。

なお、対比賠償については「参考資料」に収録してある賠償(支払済)等に関する資料を参照ありたい。

第 7 占領軍使用施設返還問題

1 占領軍によつて使用されている施設が、平和条約発効・日米安全保障条約実施の暁、どの程度に継続して使用されるであろうかは、条約締結の見とおしがつきりなるにつれ、しだいに朝野の関心を集めるにいたつた。ところで、安全保障条約にもとづく行政協定に付属されるA表（駐屯軍の使用する施設および地域）およびB表（日本政府の負担で提供する施設およびサービス）の作成はこれに関連するものであつたが、米側のリスト作成作業は全く進捗のようすがなかつた。わが方では、かねて特別調達庁を中心に1951年3月末現在の現況調査がすすめられていて幸い、アリソン公使の着京前にはほぼ実相を把握するに足る調査を作成することができた。これらの調査概表は、さらに、外務省の手で整理英訳され格好の文書にとりまとめられた。

2 アリソン会談に備えて事務当局の作成した6月15日の総理説明用「メモ」は、安全保障条約案の項で上記の調査に言及し「調査の結果を一覧表としたものを「平和条約後は事情の許すかぎり駐屯軍の現実に必要とするものに限定し、とくに民有財産・教育施設・経済活動に重大な阻害となつているもの（貿易港における港湾施設・倉庫・大都市のオフィスビルディングなど）の返還を好意的に考慮されたい」との趣旨を書きものをそえて提示し、かつ、総司令部係官と政府係官の間に打合せを開始したいとの申入れをしたい」とした。

総理は、6月22日午後目黒公邸で前日にひきつづき条約局長から「メモ」の説明をきかれた節、本件要請の提出を了承された。さらに、7月1日、箱根三井別荘において、先方に提出するわが方の文書を了承された。

3 わが方の要請は、7月2日午後の会談で、アリソン公使に提出した。

公使は、わが方文書の2部をワシントンに持参し2部をGHQに残しておきそれぞれ当該部局に研究させようと答えた。

第3次交渉終了後間もなく7月20日条約局長が作成し総理に提出した「1951年6月アリソン公使会談から、1951年7月13日平和条約案公表にいたるまでの経過調書」は、本件を扱った項の末尾に「行政協定について話し合いをする場合に、この資料は必ず役に立つであろう。また、施設返還について、ともかく、日本官民の気持を伝ええた」と付記している。当時の事務当局の気持がよくうかがえる。

(100)

4 わが方の提出文書は、

Statistical Survey No. 1—A

1951年3月末現在連合国占領軍使用中の建造物および施設

第1表 全国所有者別表

第2表 地方特調局別所有者別表

第3表 全国使用者別表

第4表 地方特調局別使用者別表

Statistical Survey No. 1—B

1951年3月末現在連合国占領軍使用中の建造物および施設

用途別所有者別表

Statistical Survey No. 1—C

1951年3月末現在連合国占領軍使用中の主要施設およびビルディングの名称

Statistical Survey No. 1—D

1951年3月末現在連合国占領軍使用中の教育施設

Statistical Survey No. 2

1951年3月末現在連合国占領軍使用中の航空施設

Statistical Survey No. 3

1951年3月末現在連合国占領軍使用中の国有船舶

第1表 所有者別表

第2表 使用別表

Statistical Survey No. 4

1951年3月末現在連合国占領軍使用中の電気通信施設

第1表 全国施設別表

第2表 中央局・地方局別施設別表

の諸統計表とこれら統計表に言及してその総価額が514,523,000,000円と推定されることおよびそのほかに港湾施設(32,139,000,000円)・私有船舶(11,121,000,000円)・鉄道車輛(1,140輛)・自動車類(645輛)および鉄道施設・旧陸海軍の財産その他少額の財産があることをのべた後、
「北朝鮮で軍事行動の行われつつある現在占領軍においては平常時よりもよけいに

(101)

各種建造物や施設を必要とせられるであろう。しかし、日米間に平和関係の回復したときは、事情の許すかぎり多くの建造物および施設、とくに、私の住宅・教育施設・経済活動に必要な施設（横浜および神戸の港湾埠頭と倉庫・商業用ビルディングなど）の返還を好意的に考慮されるよう要請する」

とのべたカヴァリンク・ノートから成っていた。

7月2日先方に提出したわが要請文書は、付録4-1に一括収めてある。

第8 民間航空用飛行場問題

民間航空用飛行場返還問題は、

平和条約発効後におけるわが民間航空用飛行場に関する6月7日松尾航空保安庁長官の申出については第1部第8において説明した。

事務当局は、アリソン会談の機会にこれを正式に提起することも一方法と考え、長官から受領した資料にもとづき要請書（および地図）を準備し、かつ、総理説明用「メモ」でも、すでに説明したように、「場合によっては、日米安全保障協定にともなう施設提供の件に関連させ、上述の趣旨をあらためて先方に申し入れることにしたい」旨を明らかにしておいた。

しかし、6月22日午後目黒公邸で説明をきかれた総理から「持ちだされぬよう」指示があつて、本件はそのままになった。

（編注1）

準備した要請書（および地図）は、付録4-2に収めてある。

第9 信託統治に関する要請

1 総理説明用「メモ」には信託統治についてはなにも言及していなかった。

ところが、6月27日午後8時関西旅行から帰京された総理を熱海まで出迎えた次官にたいし、総理は、「信託統治地域における日本人の国籍はそのままにしてほしい」との趣旨をアリソン公使に書きものにして渡しておきたいといわれた。

28日朝次官から連絡を受けた事務当局は直ちに4月ダレス特使来訪の際作成した準

備書類の該当部分—この書類は当時大磯で総理に説明し総理の意見をたたいてあるので総理の気持はよくわかつている—を簡潔にし英文をつくった。

2 28日午後、目黒官邸における総理・アリソン会談の際、文書を持参した。席上、総理は、すすんで沖縄諸島の住民はかれらおよび日本人一般の念願をいれて日本人としての取扱いをつづけていきたい、経済その他の関係もそのままつづけていきたいとのべられた。公使は、米国はまだそういうところまで考えたことはない、考えてみようと言った。書きものも用意してある、いずれさしあげるといつてその日は終つた（付録2-2収録の会談録参照）。

3 会談後、書きものは総理にさしあげておいた。総理から、松井秘書官を通じて、要請(1)住民のステータスのところで「…そのためには日本本土に住所を移すことも辞さない気持の者が青年層に多いといわれておる」の文句は削除したがよからうとの指示があつた。当該部分を削除したものをつくり、7月1日箱根三井別荘に総理を往訪した際、説明し総理の了承をえた。文書は翌2日午後の会談でアリソン公使に手交された。

公使は、研究しようと答えた。

4 冒頭、文書の内容は、

「以下陳述するところは、平和条約案に定められている原則に修正を要請しようとするものでない」…「実施される場合を考えて、できるだけ円滑に行われるようとの希望からでた要請をのべたものである」とことわり、さらに、これらの諸島は「元来日本本土と不可分の一体をなし住民があらゆる面で日本本土住民と同じ住民である点において、第二次大戦後信託統治の下に置かれた他地域と根本的に異なる性格を有している」が故に信託統治制を適用するに当つてはこの特殊性を念願においてつぎにのべるわが方要請の実現を将来にわたつて封ずるような規定が信託統治条項などの基本関係文書に挿入されないよう配慮されたいといい、

要望として

(1) 住民のステータス

これら諸島住民約90万はほとんどすべて日本国籍の保有を欲している。日本はこれらの人々を日本人として取扱つていきたい。

これら諸島出身者で本土に住所を有する者は約30万、そのうち約10万は戸籍が本土にある。これら約30万が終戦後与えられた帰島の機会を利用しないで本土にふ

みとどまつているのは日本人として残りたいからにほかならない。

これら諸島出身者で第三国に在住する者約5万人、かれらは元来日本人として渡航した者ばかりでなく大部分がひきつづき日本人であることを希望している。

(2) 経 済 関 係

これら諸島と本土の間に存在していた経済関係は人為的に切断されぬようにしたい。これがため諸島と本土国の貿易はいわゆる国境貿易的なものとして相互に関税を課さない。資金の交流もできるだけ自由にしたい。相互に沿岸漁業に従事しかつ相互に沿岸漁業基地を利用することを認めたい。相互間における人と船舶の往復を原則として自由としたい。

(3) 文 化 関 係

これら諸島における教育に関し現に学制・教材等を本土のそれに準じて行うことを許されている。信託統治実施後においてもかかる教育方針を踏襲するとともに諸島と本土の相応する学校の修業、卒業資格および公の各種資格試験を相互に進学および就職上承認しあうようにしたい。

(4) 小笠原諸島・硫黄島住民の原島復帰

戦中および戦後、本土に強制的に引揚げさせられた者8,000名、かれらの帰島はまだ許されていない。かれらの帰島の熱望を最も早い機会に容れてもらいたい。というものであつた。

7月2日午後アリソン公使に手交されたわが要望書は、付録43に収めてある。

第10 未 帰 還 邦 人 問 題

未帰還邦人問題については、すでに説明したように、4月ダレス特使来訪の際、4月23日午前の総理、ダレス会談の席上、平和条約調印の機会に調印参加国全部がこれは人道問題であつてすみやかに帰還せしむべきである旨の声明を發出する可能性を考慮ありたい旨特使に要請していた。

これにたいし特使が、条約に規定を設けようとも考えたが条約を簡潔にするために規定しなかつた。条約調印の際わが申しでのような声明をだすことを考えようと答えた

(104)

ことも、また、すでに説明したところである。

当時、未帰還者問題は人道問題として国際問題化し、1950年12月11日、第5回国連総会は、多数の第2次大戦における捕虜が今なお本国に帰還せず、または、行方不明となつていることに憂慮の念を表明し抑留国にたいし速かに釈放の挙にでよう、また、そのため1951年4月末までに抑留者の氏名・抑留の理由、場所および抑留中死亡した者の氏名、死亡日時・病名・埋葬場所を国連事務総長に通報するよう要請するとともに委員3名から成る特別委員会を設けてこれに人道問題として未引揚者に関する情報を収集し送還実施のための政府を援助させることとした。この総会で、12月7日、ソ連代表が、4月22日のタス通信の報道を引用してソ連地区にはもはや約2,500名の日本人が残留しているにすぎないとのべたことは、いたくわが朝野を刺戟した。政府は、ソ連および中共地区からの同胞の引揚を促進すべく各種資料を添付して国連特別委員会の来日を要請する書簡を5月14日と6月19日の2回にわたつて国連総会議長に送付した。(これらの文書は7月25日公表された。)

このような事情を背景にして米英ロンドン会議前後から未帰還邦人問題に関係ある向から平和条約に未帰還捕虜を帰還せしむべき趣旨の条項を挿入すべきであるとの陳情がしきりに行われ、そのうちには直接ダレス特使宛に訴える向もあった。

かような情勢であつたので、最後の日米会談となる可能性のあるアリソン公使来訪に当つて、今一応、前回4月の要請をくりかえし米国政府にリマインドしておくがよいであらうと考えたので、ほぼ前回と同趣旨の要請書を作成し、7月1日箱根で総理に説明しその了承をえて、7月2日午後アリソン公使に手交した。

「会談録」には、「先方了承」と記録されている。

要請は、

「平和条約締結後におけるポツダム宣言の日本兵送還に関する規定の効力と未帰還邦人の運命について関係家族がいたく憂慮している事情にかんがみ、これが人道上の問題であつてすみやかに送還されるべきものである趣旨を声明することの可否を合衆国政府において考慮せられんことを本年4月ダレス特使に要請しておいた。

来るべき平和条約の調印に際して、調印参加国の総意として上述したような声明をなすことを考慮されるよう重ねて要請したい」

(105)

というものである。

7月2日午後先方に手交した要請書は、付録44に収めてある。

なお、引揚問題に関する国連総会決議・外務省発表・情報部長談ならびに国連総会議長宛外務大臣書簡2通は「参考資料」の部に収めてある。

第11 保険業者の業務再開問題

1 6月29日午後、条約案文とともに英国政府の要望によるものとして保険業者の業務再開に関する日本政府の声明案を交付された。

提案の趣旨は、

「連合国の保険業者が日本で業務を再開しようとする場合に、保険業務を営むための条件として供託しなければならない供託金または準備金が有価証券の値下りまたは喪失のため減少しておるときは、日本政府は、供託金または準備金の復興に関する要件をみたすために、戦前納付のときに当該証券に与えた価値でこれを認める」

というのである。英文が正確を欠いてよみにくい。イタリア平和条約第15付属書Bに該当するものであるが、イタリア平和条約の文言がはるかに明白である。

2 事務当局は、直ちに英提案を研究した結果、もし、かような声明をする必要があるならば、より明確なイタリア条約の文言を採用し、かつ、イタリア条約のように条約発効後18箇月にかぎつてそういう取扱いをするのが適当であるということになり、平和条約新案文にたいするわが方意見の一部として先方に提出すべき案文を作成した。

3 しかし、実際かような声明をする必要があるかどうか判断がつかないので、大蔵省銀行局の意見を求めた。

7月2日銀行局からもらった資料によつて、

戦前日本で営業していた外国保険業者は28社（損保26、生保2）でそのうち23社（損保）が戦後業務を再開している。別に9社が戦後新規に業務を開始している。業務を再開したものは、いずれも戦後の法令にしたがい1,000万円の供託金を納付している。（戦前は、生保15万円、損保10万円であつた）。したがつて英国政府の提案をいれることは、業務未再開の5社（損保3社、生保2社）を不当に優遇することになり納得しがたい—

という事情が判明した。

4 7月3日午前外交局におけるアリソン公使・クラットン代理大使との会談で、大蔵省の資料によつて上記の実情を説明し「僅か5社だけの問題であるから解決は困難でないと思う」旨を説明した。

公使・代理大使とも真相がそうであるならば本件声明は不適當であるとの意見を表明したが代理大使は、「23社のうちには1,000万円を納付しないで業務再開を許されているものもあると承知している」といつた。

そこで、その辺の事情を確かめたい、わが方から更めてクラットンとフレーリー（國務省員・補償法案のため来京中・7日出発帰華の予定）に連絡して話の結末をつけようということになった（付録24収録の会談録参照）。

5 大蔵省の調査によれば、わが方の報告は正確であつた。同日の夜、アリソン公使を羽田空港に見送つた際、クラットン代理は、「当業者にただしたところ日本側の説明のとおりであることが判明した。本件はドロップするよう本国政府に電報した」と条約局長に内話した。

6 わが方の見解および資料は、英訳して、7月4日、クラットン代理に手交した。

6月29日受領の英国政府提案は、付録45

外務事務当局の作成した意見は、付録46

7月3日クラットン代理大使内話メモは、付録47

7月4日クラットン代理大使に手交したわが方見解と資料は、付録48
に収めてある。

第12 海洋漁業に関する政府声明

1 6月25日の会談で、アリソン公使は、すでに説明したように、

「英国は、カナダ・オーストラリアの意向を反映し、漁業に強い関心を示したので、米国は、本年2月7日付吉田・ダレス往復書簡を説明して英国の懸念の無用なことを説いた。結論として、この往復書簡に盛られている原則を日本政府が一般的な声明として認めるということで妥結した。政府声明の発出を考えられたい」

という趣旨をのべた（付録21収録の会談録参照）。

2 総理は、6月28日、事務当局（西村）にたいし白紙委任状を与えられた。「おれにはわからん。事務当局に任ずる」の一言。（「備忘録」6月28日の項参照）。

3 7月2日午後の会談で、アリソン公使は、声明文をわが方に交付し、内容は2月7日付総理書簡の4項と5項の前半にある文章をくりかえしただけであるから日本の方で異存なかろうと思うといった。わが方もそう思うと答えた。公使の提言で翌3日クラットン英代理大使をくわえ声明公表の時期などもあわせ話しあうことになった（付録23収録の会談録参照）。

4 7月3日午前、アリソン公使・クラットン代理大使との会談では、当方から本件は対英通告とするか一般的な政府声明とするかについてクラットン代理大使の考えをきいたところ、英国だけの関心事ではないから一般的な政府声明がよろしいということであった。また、発出の時期については平和条約案の公表—7月12日と予定されていた—の前ということに打合された。

5 で、農林省と共管で、7月10日（火）閣議に報告了解をえたうえ声明発表の手筈をすすめた。その間、英国政府から声明文について意見がでて米英間の話しあいとなり10日朝になつて原案で米英合意、いつでも公表してよろしい旨外交局フィン書記官から連絡があつた（「備忘録」・7月10日の項参照）。しかし総理箱根にあつて連絡の余裕がなく延期し、13日（金）の閣議に岡崎官房長官から報告了承をえて正午に内閣から公表した。

声明文は、同日の午前中に、外交局フィン書記官とクラットン代理大使に約束にしたがつてとどけておいた。

6 声明の趣旨は、下記のとおり。

「日本政府は、1951年2月7日付総理のダレス特使あて書簡にふくまれた漁場保存に関する日本の自発的宣言が世界のすべての部分における漁場保存取極を包含する意図であることを確認する。日本政府は、主権回復後できるかぎりすみやかに他の国々と漁場の発展と保存のため公正な取極を作成する目的で交渉を行う用意がある。日本政府は、それまでの間、濫獲から保護するために国際的または国内的措置がとられている現存漁場で日本国民または日本登録船舶が昭和15年（1940年）に操業していなかった漁場では、自発的に、かつ、国際的権利の放棄を意味しないで、日本

の居住国民および日本登録船舶に漁業の操業を禁止する」

7月2日アリソン公使から受領した声明案および訳文は、付録49、7月10日付閣議了解案（7月13日閣議付議）および当時作成の外務大臣説明資料は、付録50に収めてある。^{（編注2）}

第13 在日連合国財産補償問題

1 1951年2月8日、第1次交渉の終りに、ダレス特使から内示された米国の対日平和条約の構想は、在日連合国財産の返還および補償に関する事項ならびに関係紛争の処理を条約付属書に規定する考案を採っていた。

ところが、3月29日シーボルト大使から総理に渡された一条約局長代理として受領—平和条約案は、この考案を放棄し第15項末段で「在日連合国財産の戦争による滅失または損害の場合には補償は」日本の外国為替に関する規則の適用をうける円貨で日本国内法令にしたがつてなされると規定していた。

こうなつたについては、3月14日、先方から「日本が付属書の趣旨にそう国内法を制定することにし、条約には日本の国内法にしたがつて日本の為替管理規則の適用をうける円貨で補償すること、ならびに、連合国人は日本国民に与えられる待遇より不利な待遇をうけてはならないことだけを規定したい」との申しでがあり、わが方が、3月16日、これに同意し、その際、条約で「日本人に与えられる待遇」に言及しないよう要望した経緯があつたのである。条約案はわが要望をいれたものである。

しかし、4月の第2次交渉の際には、特使から「条約に詳細規定するか日本の国内法に一任するかは米英会談の結果をみて決定したい」旨の話があると同時に随員フィアラーからは立法準備をすすめておくよう注意があつた。

5月5日、外交局ボンド参事官から「日本が国内立法を現実に採択する」必要がある。条約では「補償は法律第 号に規定された国内法にしたがつてなされる」と具体的に規定したい。補償をうける権利について将来の国内立法の約束のみに安んじることはできない」という特使のメッセージを連絡してきた。これにたいし総理・蔵相の意向によつて10日付総理の特使宛私信の形で「現に開会中の国会には提出できぬけれども、2月

8日の仮覚書第1付属書に定める原則にしたがった法律を御期待にそう時期に制定するため所要の措置をとる」旨を答えた。

14日、上記総理私信にたいし特使から法案か法案要綱の提出方要請があつた旨連絡をうけ、即日大蔵当局と作業を開始し、17日午後ほぼ成案（法案要綱）をえ、18日総理に説明、英訳のうえ21日ボンダ参事官に手交した。

わが要綱案にたいしては、28日、先方の質問および批評が伝達され、31日、わが方から回答するところがあつた。1951年5月中の交渉経過は、第1部第3「在日連合国財産補償問題」に詳細説明してあるとおりである。

26月19日午後、求めによつてボンダ参事官を往訪したところ、上記5月31日付わが回答にたいする特使の意見を伝えた。補償の範囲を広くしようとの気持があらわにでており、また、大蔵省で補償額をしぼろうとしたところは拒否され、補償額にたいし最高限をおくこと（米原案構想にあつた）も補償率を損害の3分の2とすること（イタリア平和条約の原則）も拒否された。さびしい気持とならざるをえなかつた。そうして、最後に「日本政府で、前回のコメントを念頭において、6月24日東京に到着する予定のアリソン公使の審議のため法律案全文を提出する準備をしてほしい」と付言してあつた。

すなわち、先方の意見は、

- 1 日本政府は、押収された財産の損失についてのみ補償することを約束しているので、所有者にたいして損失が「戦争の結果として」生じたということを示すことは不必要であると信ぜらる。「戦争の結果として」という辞句は、補償の要件の1つとしては削除するか、または、この辞句を所有者が保険をかけたであろうと思われる自然的原因からの損失および財産の所持者が適当な注意をすることを怠つたことから生ずる損失をふくむと定義することを示唆する。
- 2 「連合国人とは、どこで法人化されたかを問わず戦争開始の時に連合国がその全資本を有していた（ただし、資格株とは無関係である）法人または社団をふくむと定義さるべきである。
- 3 所有権上の利益にたいする補償については、株式持分の戦前および戦後現在の価格の差を株主にたいする補償の方法として使用することは円の購買力の低落の結果としての株式価格の一般的高騰の見地から受諾しえない。

4 全補償額にたいする制限を設けることは、または、補償を損害総額よりも少いいずれかの額に固定することは、受諾しえない。

5 被害財産にたいして行われた物理的改善のための補償額からの減額は、受諾しうる。しかし、同一の要求権者によつて所有された第二の（別の）財産の改善にもとづいてある財産についての補償を減額することは、受諾しえない。

というのであつた。

3 先方の意見は直ちに大蔵省管財局に連絡した。22日および23日の両日、大蔵省管財局外国財産課作成の原案を基礎に外務・大蔵両省事務当局間で審議し「備忘録」（6月22日）は「むずかしい問題をよくかみこなしてあるが、さらに米国人にわかる法案にするに苦心する」といつている一、25日「連合国財産補償法案」和文および英文の作成を完了した。

法案は、26日午後3時、藤崎からボンダ参事官に手交した。

法案は、第6章27条と付則（本法施行期日を平和条約の最初の効力発生日と定める）から成り、

第1章 総 則

第1条 目 的

第2条 定 義

第3条 補償の原則

第4条 損害の範囲および財産の所在

第2章 損害額の算定

第5条 有体物の損害

第6条 用役権および不動産の賃借権の損害

第7条 金銭債権の損害

第8条 公債等の損害

第9条 特許権の損害

第10条 商標権の損害

第11条 株式の損害

第12条 会社の損害額の計算

第13条 他の損害

第3章 補償金の支払

第14条 補償金額

第15条 補償請求の方法および期限

第16条 補償金額の支払

第17条 補償金の円貨による支払

第18条 補償金額にたいする異議

第19条 会計年度の支払制限

第4章 補償審査会

第20条 審査会の設置

第5章 雑 則

第21条 課税上の特例

第22条 書類の提供

第23条 費用の支払

第24条 報告等の徴収および立入禁止

第25条 実施に関する政令

第6章 罰 則

第26条 罰 則

第27条 法人・使用主などの処罰

という構成である。

4 6月25日午後の会談で、アリソン公使は、連合国財産補償問題についてはワシントンから専門家がきているので日本側専門家との間に審議させることにしたいと提議しわが方一次官・西村—これを了承した。また、法案を26日午後3時までにとどけることも約束した（約束は上記のとおりわが方によつて守られた）。なお、わが方から法案の議会提出は条約調印後条約の承認を求める時と同時にしてもらいたい。調印前の国会提出は諸般の関係上困難であるとのべたにたいし公使は、自分としては異存がない、できるだけ貴意にそうしたいと答えた（付録21に収録の会談録参照）。

こうして、米国政府のとくに派遣した国務省の専門家フレイリー氏を中心とするCPCのブレイク、スミス、スティアー3氏、ESSのギリース、LSのパッシン、DSのフィン書記官諸氏とわが内田管財局長、佐々木課長、西村・藤崎の間に専門家会議が行われることとなった。

5 専門家会議は、6日29日午後、7月3日午前、7月3日午後、7月5日午前の4回にわたり討議した。第1回会議で先方から法案にたいする意見を書きものとして提出し、わが方もこれにたいする回答を書きものとして第2回会議で提出し、先方もわが方も最終意見を書きものとして第4回会議に提出して意見の調整をはかった。この意見をあらかじめ書きものにとりまとめて提出ししかるうえに討論するという遣り方ははなはだ有効で意見調整に役立った。

第1回会議で先方から提出された「意見」と「要望」は、だいたい、一般的意見として (i) 平和条約は “the proposed Allied Powers Property Compensation Law approved by the Cabinet on—and to be submitted to the Diet at the next session” として本法に言及する。

(ii) 実質的条項はすべて法律に規定し政令にゆづらない。

とのべた後、第2条・第3条・第4条・第5条・第7条・第8条・第11条・第12条第14条・第15条にたいし多数の修正を提議し、かつ、第24条・第26条・第27条の3箇条の削除を要望し、本法について生ずる紛争が日本連合国間の協定にしたがつて解決せらるべきこと、および、設置される国際裁判所の管轄事項を明らかにする条文を設ける必要があるとするものであつた。

これについて論議した。主な問題は、(1)平和条約における本法のリファー仕方(2)補償される人・財産・損害の範囲、(3)占領期間中占領軍により連合国人に加えられた損害のうちいかなるものが本法でカバーされるか、(4)株式損害の算出方法などであつた。

これらの点およびその他のこまかい問題に関する先方の意見でうけいれられるものについては次回会議までに当方で修正案を作成して提出することに打ちあわせた。

(1) 平和条約で本法にリファーする方式については、先方の閣議日付をいれてリファーする案に同意した。わが方から政令で制定する方式をもちだしたが、先方は強く難色を示した。この段階にきてSCAPINを出しそれを平和条約に引用することを嫌悪したのである。当方から平和条約案の工業所有権(第15条(b))に関する条項が政令を引用していること、連合国財産の返還に関するSCAPの基本的指令が補償をリザーブしていること、日本政府からまずリクエストを出してもよいことなどを説明したが、態度をかえなかつた。

(2) 第2条第1項で先方の示唆した「日本と協定することにより他の国も本法の関係で

連合国とみなされることができ」の文言をいれることは、当方から「韓国あたりに補償してもらえとの誤解を与えるおそれがある。協定があれば、条約は法律に優先するから、この法律にこの種の規定をいれる必要はない」と主張し先方了承した。

- (3) 第2条第5項（宗教団体をカバーするよう字句を修正する）および第6項の字句の修正を当方了承した。
- (4) 第3条第1項から「ただし、連合国人については戦時特別措置の適用をうけた場合にかぎる」を削除すべきであるとの先方の要望は、フランス人ごときを念頭においたものである。また、アメリカ本国にいた米国人の在日財産で手落ちで戦時措置の対象となり損害をうけたものを考えた提案でもある。又後者の場合に補償することを了承した。
- (5) 第4条について地震や台風による損害をカバーするよう、および、占領軍による連合国財産のすべての損害をカバーするようとの先方の要望にはわが方強く反対して結論をえなかつた。
- (6) 第7条にたいする先方の新案文第1項は了承した。しかし、第2項（連合国または連合国人にたいする私人の債務の保証）は日本政府の責任ではないので拒否した。
- (7) 第11条について会社損害を株式だけに背負わすか株式のほか社債などにも背負わすかの問題について先方は前者の方式をとるよう要望し、わが方は、先方の意をくんで新案文を提出することを約した。

以上で会議を終り残された諸点は次回会議で討議することとなつた。

この会議について、「備忘録」は、「午後2時半から5時まで補償法案をDSにて審議す。難問多し。先方は、あまりに虫がよすぎることを考えている。それをわが方にて自発的に立法する訳にはいかぬ。藤崎くん大いに弁ず」と録している。

第2回会議（7月3日午前）でわが方は先方の意見および要望のすべてにたいする回答を提出した。この回答は、7月2日、大蔵省内田、佐々木、竹内と外務省西村・藤崎の間で取りまとめたものであつて第1回会議で当方からのべた意見も再びくりかえしている。回答の要旨は、

一般的意見

平和条約における本法の引用方法については別に意見をのべる。

実質的条項を政令に委任しないようにとの提案は応諾する。ただし、本法に規定すべきものが規定洩れとなつた場合、または、本法規定の実施に必要な事項を制定する場合のため、第25条は残したい。

第2条

第1項 必要な場合にはその国と協定すればいいし、また、本法の体系を混乱させる心配があるので、受諾し難い。

第2項(1) 異議ない。

第2項(3) 提案にしたがい「前号に掲げるものを除くほか、前2号もしくは本号に掲げる者が、資格株を除き株式もしくは持分の全部を所有している法人その他の団体または第1号に掲げる者が支配している宗教法人その他の営利を目的としない法人その他の団体」と修正する。

第2項(4) 異議ない。

第3条

連合国人のすべてが補償をうけられるよう第1項ただし書きを削除するようとの提案をうけいれ第1項を

「連合国または連合国人が開戦時に本邦内に有していた財産につき戦争の結果蒙つた損害として第4条第1項各号に掲げる損害を蒙つたときは、日本政府は、その損害について補償するものとする。ただし、連合国人の財産については、当該財産またその財産を所有していたものが戦時特別措置の適用をうけた場合にかぎる」

と修正し第2項として

「前項に規定するもののほか、連合国人が開戦時に本邦内に有していた財産で戦争のため連合国人が自ら保全することができなかつたものにつき第4条第1項各号に掲げる損害を蒙つたときは、日本政府は、その損害について補償するものとする」

を新たにくわえる。

原案の第2項と第3項にたいする提案には異議ない。

第4条

第1項(1)に加えるよう希望せられる preparation for act of hostility とはなにを意味するか。実例を示されたい。

要請に応じ原案の第1項(4)を

「当該連合国人が戦争のため当該財産を保険に付することができなかつたことにより蒙った損害」

とする。

占領軍の行為により生じた損害について補償することはうけいれ難い。

第2項は不必要との意見に同意。

第5条

異議なし。

第7条

外貨債にたいし円貨補償を規定すべきでないとの意見にしたがい第3項を削除し第17条に2項として

「第7条または第8条に規定する債権または公債等の全部が円貨以外の通貨（以下「外貨」という）により表示されている場合または円貨で表示されているが外貨により支払われるべきものである場合においては、日本政府は、補償金の外貨による支払を承認するものとし、日本の為替状態の許す最も早い時期において、外国為替に関する法令の規定にしたがい請求者にたいしその外貨による取得を可能ならしめねばならない」を、また3項として

「前項の場合において、請求権者が円貨による支払を承認したときは、その補償金を補償時の為替換算率により換算した円貨額を支払うことができる」

を加える。

債務者の資力不足による損害を補償することは受諾できない。

第11条

意見にしたがい第1項をつぎのように改める。

「株式に関する損害額は、当該株式の発行会社について第12条の規定により計算した損害額に開戦時における会社の総資産にたいする資本金額の割合を乗じてえた金額に、開戦時における当該会社の払込済資本金の額にたいし連合国人が開戦時において有していた当該会社の払込済株金額が有する割合を乗じた金額とする。ただし、第12条の規定により計算した損害額が開戦時における当該会社の資本金に満たないときは、その損害額に開戦時における当該会社の払込済資本金の額にたい

し連合国人が開戦時において有していた当該会社の株式の払込済株金額が有する割合を乗じた金額とする」

第12条

第1号の「負債の切捨」を「戦前負債の切捨」と改める。

第2号にいう「差しひき」の例。開戦時資本金百万円の会社。発行株式2万株のうち連合国人所有株式4千株。会社は戦争のため90万円の損害をうけたため10万円に減資。さらに、連合国人以外の者の払込によつて百万円に増資。この場合、現行の政令は、連合国人に払込なしで4千株を返還さしている。したがつて会社の損害額から連合国人以外の者の払込による補填分を控除する。

第3号については考慮中。

第14条

連合国人が価格増加分をふくめて返還されることを欲しないときは、増加分の除去を要求できることを返還法に規定する。また、この趣旨を明らかにするため第3号の「その価値を増加していたときは」の文言を「請求権者の使用目的にてらしその価値を増加していたときは」に改める。

第15条

提案の趣旨不明なので意見留保。

第24条・第26条、第27条

提案の趣旨にそい第1項をつぎのように改め第2項を削る。

「政府は、連合国人の財産に生じた損害額の調査に関し必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、その財産について権利または義務を有していた者または有している者で請求権者以外の者から報告または資料を徴することができる」第26条をつぎのように改める。

「前条の規定に違反して報告をせず、資料を提供せずまたは虚偽の報告をした者は、10万円以下の罰金に処する」

第27条はそのまま。条文の欠除

提案の趣旨は第18条第2項によりカバーされている。

というのである。

会議は、わが方の回答について審議した結果、

平和条約で補償法を引用する方式として「書簡」方式を先方は巧みな方法とした。

第3条の修正案了承。

第4条の修正案了承。

第7条にたいする先方のコメントに応じ第17条に追加する2項は特許実施料をふくむよう修正。

個人の資力不足にもとづく損害を政府が補償することにたいしわが方反対したが先方は態度留保。

第11条について会社の資本のうち株式以外のものに損害を分担させることに先方反対し日本側の原案すなわちイタリア平和条約方式復帰を主張。同条の趣旨を明白にするため前文のようなものをいれることを先方主張、わが方了承。

第12条の Arcicles 5 to 10 を Articles 5 to 11 と修正。

第24条について立入検査は先方の要望どおり削つておいたが、先方はなお罰則削除をとえわが方応諾。

なお、大蔵省側から第10条（商標権の損害）・第13条（他の損害）・第21条（課税上の特例）にたいする修正を提出した。第13条の修正（会社の合併・新会社設立の場合に関するもの）に先方は難色を示し結局第11条および第12条を準用することで落着。第21条の修正は趣旨明白ならずとして留保。

また、CPCのブレيفから特許権および商標権に関する条項の修正が提案され、討議の結果、第9条第5項・第9条第6項および第10条の文言に修正を加えることとし、残された事項は同日午後3時からCPCで会合協議することにして散会。

第3回会議（7月3日午後）では、上述のとおり特許権・商標権を取りあげたほか課税、株式損害について議論した。

特許権について、先方は、「連合国工業所有権戦後措置令（昭和24年政令第309号）により回復されなかつたもの」なる限定を削除し「連合国人たる所有者が特許実施料および右の期間内における損害にたいする権利を放棄した場合を除き」なる文句をいれるよう提案。占領下で外国人の特許権は回復されたが、その際、開戦から回復時までの期間に相当する期間だけ存続期間を延長して回復する（この場合には一切の請求権を放棄させる）か、期間を延長しないで回復する（この場合には一切の請求権を放棄しない）かを特許権者は選択させられた。大部分の者は前者を選び請求権放棄を文書で

約束した。後者を選んだ少数の者にたいしては補償する必要があつた。先方の提案はこのような事態に対応するものであつてわが方了承。ただし「権利を放棄した」とあるところに当該政令を引用することを提案、先方了承。

先方は、また、裁判所の判決または政府機関もしくは官吏の不当な行為によつて移転をよぎなくされた場合にも補償を支払うき旨の規定挿入を提案。わが方から「当該連合国人の自由な意思にもとづかないで連合国人以外の者に移転されたもの」との文言をいれることを提議、先方了承。

商標権について、午前大蔵省から提出した修正案は誤解にもとづくものなること判明し、ドロップ。

課税について、大蔵省から提案。先方から「本法によつて補償の与えられる損害は法人税法または所得税法に定める所得の算定に当つて損失 loss または必要経費 necessary expenses とは認められない」との意味かと反問。しかりと答えたが、先方は、時期を限定すべきである、かような取扱いをうけた事例があるか、補償をうけたうえ所得税の算定に当り収入から損害額を差しひく者があればこれを認めないといえはいではないかなどといつて肯かず。逆に、イタリア平和条約第78条・第6項になつた規定を挿入するよう提案。大蔵省反対。結局、双方の提案は留保。

第12条(会社の損害額)について、会社の損害額から差しひくべきものの第3号（良好な経営による会社財産の増加分）は計算困難として先方削除を主張。わが方から「開戦時と補償時の間に会社が取得した財産の現在価額が取得価額より高いときはその差額」とする代案を提出。先方、考慮を約束。

第11条（株式・損害）について、わが方から第12条にたいする上記わが提案が容れられるならば本条にたいする先方の提案に同意すべき旨表明。

第14条および法文の欠缺について、わが方の回答に先方は別に異議をわきはさなかつた。

第4回（最終）会議（7月5日午前）では、未解決の問題を片づけ法案全体について了解ができた。

先方から法案にたいする「最終」コメントが提出された。そのなかで先方が提出した第3条第1項および第2項の新案文を、第1項の「戦時特別措置」 wartime special measures を「財産管理法」と、また、第2項の resident を physically present と改

めて、わが方同意。また第4項の「第1項および第2項」を「第1項または第2項」と修正。その他の先方提出の意見すべてを了承。

第12条第3項と第11条については、前回会議でわが方が表明した意見に先方同意。ただし「現在価額」を current market value と修正。

課税については彼我双方ともその提案を撤回することで妥結。

占領軍による損害について、わが方から第4条第1項に新たに第5号として Damage suffered owing to and while in use of the Occupation Forces を加えることを提案し先方はよろこんで同意した。

6 7月20日条約局長作成の「1951年6月アリソン公使会談から1951年7月13日平和条約案公表に至るまでの経過調書」は、専門家会議について、こうのべている。

「……………第1回会談において先方から法案にたいする意見を書きものとしてだし、わが方も回答を書きものとして第2回会議でだし、先方もわが方も最後の意見を第4回会議でだしたことは、論議の進行を大いに助けた。先方の関心は、本法案の適用をフランス人にも及ぼすこと、補償すべき損害を戦争の結果たる損害に限らず地震と風水害によるものまでもふくむよう広くすること（わが方は最大限度まで譲歩したけれど、地震と風水害によるものには同意しなかった。）、占領軍の行為にもとづく損害をふくませること（わが方は先方が書きもので提案した「財産が占領軍の手中にある間にうけた損害」には同意したが、議論の過程中バッシン氏などが持ちだした占領軍の構成員の個人的行為にもとづくものは本法外の問題として規定することに反対した。）、株式にたいする損害の算出方法についてわが方の要綱で採用した方式をかえること（先方の要望に応じ、ただ、その代りに株式会社のうけた損害の算出方法についてわが方の希望をいれてもらった。）などであつて、なかなか議論ははずんだ。…」

法案と併行して、法案を平和条約に引用する方式についてもフリーー氏と協議した。

これについては、6月25日のアリソン公使との会談で、わが方から、法案の議会提出は条約調印後条約の承認を求めると同時にしてもらいたいと懇願したにたいし、公使は「自分としては異存ない。できるだけ貴意にそいたい」と答えた。

で、7月2日に提出した平和条約案にたいする意見でわが方は、第15条について、(イ)目下協議中の補償法案を政令として制定することをSCAPに要請しそのオーソライゼーションありたるうえ、政令としてすみやかに公布し、平和条約には、「補償は、この政令で与えられるよりも不利でない条件でなされなければならない」とするか、(ロ)政府から、目下協議中の補償法案を添えて、これを国会に提出して法律として制定する意向なることを通告し、平和条約には「1951年7月 日付日本政府書簡に言及された補償法にしたがい云々」とすることを考慮されたい旨をのべておいた。

先方は、6月29日午後の会議で提出した書きもののうちで、補償法案について閣議決定をし、これを引用する方式を提案した。6月29日の会談でわが方の政令案にたいし先方好意を示さず、この方式はまず落ちた。閣議決定には、当方として、異論なしとのべておいた。

7月3日午後の会談で、わが方の政府書簡案を説明し閣議決定案は国会对策上おもしろからずとのべたところ、先方は諒としてくれた。

爾後フリーー・藤崎両者間に政府通告案文の打合せをなし、フリーー氏は、法案と通告案と平和条約第15条にはいるべき引用字句案を携えて、7月7日帰米の途についたしだいである」

7 「備忘録」は、7月6日に

「補償法案英文および和文をフリーーくんその他へ昨日の約束どおり送付する（午後）。なお、朝、大蔵省側から2点修正を希望してくる。フリーーくんはこれを承諾した（藤崎くんから電話で連絡）。

午後6時45分目黒官邸で、疲労して「明日にしてくれ」といわれる総理に時間をさいてもらって、補償法案が妥結して今日先方に交付したことを報告し、また、

(イ) 条約の当該部分の表現

(ロ) 政府の通告を条約の公表（15日前の予定）前に行う必要があるので10日閣議報告のうえ通告する予定で進行すること

(ハ) 法案を関係政府に通達せられるのはよいが、条約案と同時に公表されるのは好ましいことを7日先方に通達すること

に同意をえる」

と録し、また、7月7日に

「午前DSにてフレイリーくんおよびフィン書記官と会談。補償法案の仕上げをする」

と録している。

7月6日法案をフレイリー氏に交付するに当つて、わが方から「戦時特別措置」の内容を表示した文書と敵産管理法によつて敵国を指定した大蔵省告示の表一ともに英文一を同氏に交付しておいた。

また、7月6日総理の了承をえた先方にたいする通達（上記）は、7日午前、フレイリー氏およびフィン書記官と会談の際に行つた。

8 7月10日にいたつて大蔵省佐々木課長から「平和第15条の構成において“戦時に侵害された工業所有権”にたいする救済に関しては、(a)項からはなれて(b)項において規定されている。日本政府は、かかる工業所有権に関しては(b)項にしたがつて1949年政令第309号（その改正をふくむ）によつて与えられた利益を条約発効後においてもひきつづき確保する所存である。したがつて(a)項に規定される“補償に関する法律案”（貴方と打合せた案）の条項中工業所有権に関する条項第9条および第10条ならびにこれに関連ある他の条項中工業所有権に関する文言は削除するのが適当と考えるにいたつた。右貴方の同意を求める」旨を文書で先方に申しこむよう藤崎課長に要請してきた。

11日正午から2時半まで大蔵省内田管財局長・佐々木課長・上田事務官と外務省西村、藤崎の間で議論を上下したあげく、この要求はもちださないことに決定した。

9 このようにして作成された補償法案は、7月13日、先方から平和条約第15条の修正の交付とともに至急法案の閣議決定をなすよう要請があつて、同日閣議の決定をみた。

その経緯は、こうである。

7月13日午後2時半来訪を求められた（西村）。外交部ボンド参事官を往訪すると、「日本政府が将来制定するであろう補償法案にリファーするとすれば、米英以外の関係政府まで法案の内容にたいし意見もちだすこととなり、20日（サンフランシスコ会議）招請状の発出および最終条約案の送付の予定を延ばさざるをえなくなろう。日本政

（122）

府の立場の困難は了とするけれども、是非とも補償法案を閣議で決定し公表されたい。条約には「1951年7月 日、日本内閣の承認した補償法案にしたがつて…」という字句を用いたい旨ダレス特使から電報があつたと伝え第15条の修正案文を手交された。「ことここにいたれば閣議決定に総理も同意されるであろう。決定はつぎの閣議（火曜17日）でよろしいか」と問うたところ、「今、明日にしてもらいたい」という。三井本館から直接目黒官邸にいき総理に説明。総理は心よく諾された。「岡崎官房長官に連絡して今日中に閣議決定をせよ」といわれた。幸い、同日午後5時から官邸にデューイー知事招待のパーティーがあつて全閣僚出席されたのでパーティー後各閣僚の署名をえて、同日夕刻、閣議決定を了した。

13日閣議が補償法案を承認した旨は、翌14日次官発シーボルト大使宛書簡でボンド参事官を通じ先方に通達した。

上述6月19日ないし7月14日にわたる補償法案の閣議決定にいたる彼我接衝に係する書類すなわち

1 6月19日の米側覚書

2 6月26日ボンド参事官に交付した連合国財産補償法（案）

3 6月29日第1回専門家会議議事要録

別添 米側の提出した意見および提案

4 7月3日午前第2回専門家会議議事要録

別添 米側の意見および提案にたいするわが方のオブザベーション

5 7月4日午後第3回専門家会議議事要録

別添第1号 連合国工業所有権戦後措置令

別添第2号 Article 21 (Exception concerning Taxation)

別添第3号 イタリア平和条約

別添第4号 Article 12, Clause 3

6 7月5日第4回専門家会議議事要録

別添1 米側最終コメント

別添2 Re. Article 4, c of “U. S. Comments”

7 7月6日先方に交付した連合国財産補償法（案）

（123）

8 7月6日先方に交付した

(i) 「戦時特別措置」の内容

(ii) 敵産管理法による敵国の指定に関する大蔵省告示

9 7月10日連合人工業所有権に関する大蔵省の申出

10 7月13日ポンド参事官から受領した条約第15条の案文

11 7月14日補償法案の閣議決定を通知する書簡

は、一括して、付録52に収めてある。

第14 ガリオア債務確認問題

1 6月30日午前の会談（この会談で次官から安全保障協定新案文にたいするわが方の意見を交付した）の際、先方から、平和条約案第14条B項（本項で連合国は、条約に別段の規定がないかぎり、すべての賠償・請求権・戦争遂行中に日本および日本国民がとった行為から生ずる連合国および連合国民の他の請求権ならびに直接占領軍事費に関する請求権を放棄する）によつて、日本は、米国政府がガリオア債権を放棄するものと解釈するものではない旨を文書で明白にしてほしいとの話があつた。

ガリオア債務を有効な債務と認めること（実際日本に支払能力があるかどうかは別として）は、1951年1～2月の第1次交渉以来明らかにしてきたところであり、かつ、条約第14条B項は「直接占領軍事費」なる文字を使用しガリオア債務を除外する意向を明示しているところである。

2 7月2日の会談でアリソン公使は、同公使宛井口次官の私信の形式をとつた書簡案をわが方に交付した。当日の会談録は、「異議なし。3日朝持参すべきことを答う」と記している。

翌3日午前の会談で次官署名の書簡は公使に手渡された。

書簡は、

「6月30日の会談にしたがつて、日本政第府は第14条(b)を平和条約の効力発生前に日本に供給された食糧および薬品のためのガリオア資金にもとづく債権にたいする請求権の放棄を合衆国政府に要請するものとは解釈しないことを通報する」という趣旨である。

7月2日アリソン公使から受領した書簡案（付・訳文）は、付録53に収めてある。

第15 契約・時効・流通証券・保険契約に関する議定書問題

1 契約・時効、流通証券・保険契約が戦争によつていかなる影響をうけるかについては、各国の法制・判例は必ずしも一致しない。イタリア平和条約は、第16付属書（ただし、保険契約については規定がない。ヴェルサイユ平和条約は、第10編経済条項第5款契約・時効・判決の付属書第3に保険契約について規定する）に規定している。しかし、「アメリカ合衆国の法律制度にかんがみ、この付属書の規定は、アメリカ合衆国とイタリアとの間には適用されない」とある。

2 7月3日午前、アリソン公使・クラットン英代理大使と会談の席で英国政府の提案として議定書案と解説を交付された。これは、平和条約とは別に、しかし同時に、希望する連合国と日本との間に締結するものであつて英国のほか仏・蘭・諾等が参加するであろうとのことであつた。

クラットン代理大使は、この種の条約がないと困難な問題が起る。当事者間の戦前契約関係が戦争で破壊されたのをいかに調整するかの基準を定めるものである。国によつてはその法制上かような条約を要しないで調整しようところもあるが、英国のコンモンローではできない。英国と同じ立場の国も数多くあるので、それらの国と日本との間に締結しようというものである。日本でも保険会社や被保険者は、多大の関心を示しているといつた。

平和条約と同時に公表したいので、至急日本側の意見を知りたいとのことであつた。当方はそれを了承した。

3 議定書は、A契約、B時効期間、C流通証券、D当事者が敵人となつた日の前に終了していなかつた保険契約および再保険契約（生命保険を除く）、E特別規定と最終条項から成り、契約は原則として解約、時効期間は原則として戦争継続中進行停止、流通証券は原則として有効、保険および再保険契約（生命保険を除く）も原則として効力保持を根底に詳細な規定を設けていた。

4 7月3日の午後および夜、大蔵省理財局上田外債課長、銀行局福田総務課長・法務

府法制意見局真田参事官と外務側後宮・高橋・力石・西村の間で議定書案を研究しわが方のオブザベーションをとりまとめた。まとまるにつれ若い人たちに英文をつくつてもらい、夜半に及んで作業を終えた。

7月4日朝、議定書案にたいするわが方意見案を大蔵省と法務府にとどけ正午までに省または府としての意見を連絡してくれる打合せた。大蔵省上田課長から午後2時まで延期の要請。諾。約束の時間になつても連絡なし。伊達くんを派して大蔵省の意見をまとめて持ち帰らす。午後4時半、目黒官邸で総理に本件の経過を報告し当夜中にクラットン代理大使に日本側の回答を手渡す必要があるので大綱を説明しただけであるけれども白紙委任状をいただきたいと懇願した。総理は、一聞いても解からんからといって「白紙委任状」をくださった。

英政府にたいする回答は、翻訳に手間どり午後10時半クラットン代理大使（大使館構内公舎）にとどけた。

わが回答は、希望する連合国と議定書に署名することに異存がなく、議定書の内容にも原則的に賛成であることを明らかにしたうえ、ある条項の修正（批准条項が承認条項をいれたいという提案のほかは形式的修正が多い）を提案し、また、原案の解釈上確信がもてないところについて解明を求めたものである。

5 7月9日夕、クラットン代理大使から議定書の新案文が交付された。新案文は7日夜平和条約案と同時に日本側に交付する予定であつたが、間に合わなかつたのである（「備忘録」の7月8日の項参照）。新案文はわが方の要請を考慮にいれる前に作成されたもので軽微な修正が加えられていた。修正は付録の訳文について承知ありたい。もつとも修正の結果、わが方の提案した形式的な修正のなかにはもはやその必要がなくなつたものもあつた。

6 7月12日午前、クラットン代理大使から4日のわが方の提案および照会にたいする英国政府の回答が送りとどけられた。

英国政府の回答は、わが方の提案をいちいち理由を付して受諾しまたは必要なしとしたりまた、わが設問にもいちいち丁寧に答えるとともに Section D. 4. に「再保険契約に別段の定がないかぎり」の字句を挿入するよう新たに提案していた。

7 英国政府の回答にたいしては、即日大蔵省と協議しわが方の態度を決定した。同日の「備忘録」は、

(126)

議定書に関する英国回答を大蔵省の諸君と検討し結論をえる。外務省としては、最終条項だけが問題。更に説明してやることにする。

大蔵省の意見もとどく。藤崎君とふたりで対英回答案を確定する—6時半—と記している。しかし、大蔵省側から異見がでて13日再協議となりようやくわが回答を最終的に決定することができた。同日の「備忘録」は、

「大蔵省上田君議定書案につき藤崎君と長々しく意見をたたかわす。ま・と・め・る・た・め
の気持なり理解なり努力なりがほしい。意見書確定。小畑君英訳。」と録している。

わが回答は、14日、クラットン代理大使に手付した。

回答は、Section D. 4. に関する先方の提案に同意し、かつ、つぎの3点すなわち(1) Section D. 8. に関する全額再保険の場合に元保険者が保険責任を免除される理由いかん、(2) Section D. 9 および11に関して平和条約第14条の連合国に与える権利は“a resulting balance between the same parties”に適用されるもので両当事者間の contract ごとの balance に適用されるのではないと了解してよいか、(3)最終条項に関しこの議定書は平和条約とは別個の文書であつて条約の批准の効果は当然にこの議定書に及ぶものではないから、また、この議定書の内容はもともと平和条約の内容をなすべき性質のものであり、とくに日本にとつては連合国との間に差別的取扱をうけることを容認する点もふくまれているから、この議定書にも批准条項を設けられたい。それが不可能なら「本議定書は、署名国の国内法によつて要請される場合は、承認されるべきものとする」との条項を設けられたい、の三つを明らかにしたものである。

本件議定書に関する書類すなわち

1 7月3日午前受領した契約、時効・流通証券・保険契約に関する議定書案および解説

付・議定書訳文

2 7月4日夜クラットン代理大使に手交したわが方のオブザベーション

付・和文原案

3 7月9日夕クラットン代理大使から送付された議定書の新案文

付・訳文

(127)

- 4 7月12日クラットン代理大使から受領した英国政府の回答
 5 7月14日クラットン代理大使に交付したわが方回答

付・和文原案

は「契約・時効・流通証券・保険契約に関する議定書」関係書類（その1）として一括、付録54に収めてある。

第16 平和条約案の受領とわがオブザーヴェーションの提出

1 7月7日（土）朝、外電は、サンフランシスコが条約調印式場に決定したことを報じた。過去数週間にわたる仕事の労をねぎろうため、次官の配慮で島津政務局長を交え同僚一同と箱根へ泊旅行の計画があつた。21日に予定されていたこの行事が急にこの日にくりあげられたため、数日前から「子鹿のバンビ」（映画）をみてオリンピックでお茶をおごる約束をわが子元彦に与えていたわたくしは、箱根行を断念した。元彦との約束を破るにしのびなかつたから。午後4時半頃、銀座から帰宅するなり夕食をすませ妻と久々にのんびり近辺の散歩にでた。標札の板を買つて家に帰りかけた途中、元彦が自転車をやつてきて、「今、益田君が役所から迎えにみえている」と伝える。随分さがしまわつたとのこと。益田君、いう。「外交局のファン書記官から7時までに電話してくれとのことだ」。益田君が乗つてきた役所の自動車で沖ガラス店にいき電話を借りてフィン書記官に電話。「今夜条約案を日本政府に渡す。次官との連絡がつかぬ」とかれいう。「箱根行の計画であつた。しかし、11時頃までには着くといつていたから、まだ東京だと思う。どこにいるか知らない。さて…」といえ、ば、「とにかく8時頃また電話してくれ」とのこと。

直ちに役所にいく。先方から電話がある。「大臣か次官へ条約を渡したい。次官と連絡とれぬか」。「もう、箱根行の途中だろ。小生、いこうか」。フィン書記官は「ちょっと待つてもらいたい」と別室にいつた模様。もどつてきて、「まず箱根の総理に条約案が交付されるべきことを通知されたい。総理の許可をえたうえで外交局にきてもらいたい」。

益田君と目黒官邸にいき、中根秘書官に頼んで箱根に電話。8時15分連絡とれて総

理の承諾をえる。8時50分、フィン書記官に連絡。「まだ条約案をタイプ中。しばらく待つてくれ」。

9時半、外交局にいたる。クラットン代理大使も到着。10時近くにシーボルト大使から条約案を交付される。通読。大使と感想を交換。

10時半、目黒官邸にもどり、翌8日受領した文書を箱根にとどける手筈をすまして帰宅した。

これが条約案受領の経緯である。詳細は、7月7日の「備忘録」に記してある。「備忘録」はクラットン代理大使が同時に条約案を受領した旨を記録しているが、クラットン代理大使の同席には対日平和条約のコスポンサーとしての英国を代表して条約案の対日正式交付に立ちあう意味があつたとみるべきであろう。

2 受領した文書は、平和条約案と宣言案2つとカヴァリングの覚書である。

覚書は、

「添付の平和条約案と2箇の宣言案は、米英両国政府が(1)3月後半米国が対日戦に密接な関係をもつ諸国に回付した条約案、(2)ほぼ同時期に英国が英連邦諸国に回付した独自の条約案、(3)これら両案にたいする関係諸国の意見にもとづいて起草したものである。

送付された草案にたいし意見がある場合には、できるだけすみやかに米国政府に提出ありたい、意見によつて修正した草案を、さらに意見提出の要請と9月3日またはその頃に開催を希望する最終審議および調印のための会議への招請とともに、関係諸国に正式に回付する予定であることを念頭におかれて。

条約案および宣言案は7月12日に公表の予定である。それまでは厳秘にされたい」という趣旨であつた。

なお、8日、受領文書を箱根にとどける際、総理に「メモとして」下記の趣旨を申しおくつた。

「……

この条約案は、先日アリソン公使に申しでた当方の要請を容れて修正してあるところがあります。（10頁の7行と8行。（注：第14条(a)2(1)13頁の10行ないし15行の追加（注：第16条の後半）など）。その他の要請は華府で考慮中とのことであります。

この条約案は、12日に公表の予定であります。そして本案の送付を受けた政府に意見の提出が求められており、これらの意見を考慮にいらて7月20日頃更に条約案を送付する予定であるとのことであります。

平和条約は、英・仏・露・西語とならんで日本文でも作成されます。

公表まで厳秘を守るよう要請されました。

邦訳をつくり、かつ、研究します。更めて要請すべき点の有無など結論をだすため直ちに作業します。

……………」

3 8日から12日のわが方オブザーヴェーションの提出および13日午前零時半の条約案公表にいたるまでの経緯とくに事務当局の動きは、冒頭印刷の「備忘録」の毎日の記録に明らかである。その大要をのべると、

8日まる1日をつぶして邦訳文を作成。影井、伊達両くんが担当。

9日午前11時から午後4時まで条約案を検討してわが方オブザーヴェーションの案をまとめる一島津・湯川・安藤・高橋・後宮諸くんの協力をえて。

10日午前11時目黒官邸発、中根秘書官と箱根行。昼食後、3時間を費して総理に条約案の逐条説明をする。同時にわが方から提出すべきオブザベーションの腹案を説明しすべて了承をえる。松井御用掛を通じ条約案（訳文）を陛下に差しあげておくよう命ぜられる。夕食をいただき7時半辞去。10時半役所に帰える。

（この日、午後5時頃フィン書記官から夕刊各紙が条約文のをせてはじめているのをご存知かとこちらで洩らしでもしたかのように藤崎くん電話してくる。同くんから、APがワシントンでスクープして目下入電中であると答えたら、フィンくんは驚いていた。

11日午前、藤崎くんと更にオブザベーションをねる。同日午前、次官・シーボルト会談で大使から(イ)条約案は、東京時間13日午前零時半英合同で発表する、邦訳文（仮訳でよろしい）を12日午後6時までにフィン書記官に持参されたい、(ロ)日本のオブザーヴェーションは簡潔なのがよろしい、(ハ)正式招請状を発送する（ワシントン時間12日）前に日本が会議に代表をだすことが確実でなければならないので、日本政府から会議参加の保障がほしい、との話がある。午後8時、藤崎・後宮両くんと3人でわがオブザーヴェーションを確定し英文タイプに廻す。この夜は、外交局に交付し、かつ、

わが方で公表すべき条約案邦文を確定するため、法制意見局の林局長をくわえ作業し、12日午前2時にいたって完了する。

12日午後4時、オブザーヴェーションをフィン書記官に手交しワシントンへ伝達を依頼する。同書記官は、通読して、日本政府の要請はリズナブルであると評した。

4 わが方オブザーヴェーションの内容は、要旨下記のとおりでである。

- (1) 第3条(a)（信託統治）に使用されている「琉球諸島」なる語は「南西諸島」とするが適当である。4月4日のオブザーヴェーション参照。
- (2) 第4条(a)（割譲地域における財産の承継）の表現は複雑難解である。その意味は、(イ)割譲地域にある日本および日本人の財産、(ロ)割譲地域管治当局および住民にたいする日本および日本人の請求権、(ハ)割譲地域管治当局および住民の日本および日本人にたいする請求権の3者の処分を個別交渉の対象たらしめようとするにあると解する。7月2日付オブザーヴェーション参照。
- (3) 第14条(a)2(1)（在外資産）の除外例Vにある但書が債務のみに関するものであるから、但書の位置を債務の直後に置くが解りやすいであろう。
- (4) 第15条(a)（在日連合国財産）の末尾にある「又は損傷若しくは損害をうけている場合」は「又は戦争の結果損傷若しくは損害をうけている場合」とすべきである。
- (5) 第16条（在中立国及び旧敵国日本財産）に「その資産又はこれらの資産に相当するもの」を引渡すとある。これは、資産を引渡す代りに日本が選べばそれに相当するものを引渡してよろしいという意味である。資産が減または減少している場合に日本でそれを補つたうえ引渡すべき意味はない、と解釈する。だから「資産」は「現存の資産」とするよう希望する。
- (6) 第17条(a)（捕獲審検所審判の再審）は、ほとんど実施済である。「実施済でない場合には」を付加すべきである。
- (7) 第21条（中国および朝鮮のための特別条項の適用）で中国または朝鮮に適用の利益が与えられる諸条項は、だいたい片務的な規定ではないのであつて、連合国の方でも対応してなすべき処置が包含されている。草案の文言では、中国と朝鮮は利益のみうるとの誤解を生じるだろう。
- (8) 国際条約に関する宣言について、1は非政治的性格の国際条約の効力に関するも

のでなければならない。でないといふ1922年の9国条約や4国条約も完全に有効とする実態にそぐわぬ結果をきたす。

2に列挙された国際条約に加入することは、結構である。がこれらの条約には歴大な内容のものまたは新たに立法もしくは法律改正を要するものがあるので、平和条約発効後6箇月内に加入手続を完了することは、困難である。だから「実行可能な最短期間」ということにしたい。

3に列挙された国際機関にたいする加入についても、上述の国際条約加入の場合と同様の理由から、6箇月を「実行可能な最短期間に」したい。

- (9) 戦死者の墳墓に関する宣言は、人道問題で戦勝国と戦敗国との間に区別を設くべきでない。日本の国民感情も考慮すべきである。共同宣言にするか、「日本政府は連合国政府がその領域内にある日本人戦死者の墳墓を適当に取扱われることを期待する」旨の一句を付加したい。

7月7日夜受領した覚書および平和条約案宣言案とその邦訳文は、付録55

7月8日、受領文書に添付して箱根の総理にとどけたメモは、付録56

7月12日先方に交付したわがオブザーベーション

付・和文原案 その1

その2

原案その2の英訳

は、付録57

に収めてある。

第17 平和条約案の公表

平和条約案は議定書案、宣言案とともに7月13日午前零時30分公表された。

わが方は邦訳文を公表した。

しかし、APのスクープによつて11日に大々的に条約案文を報道した直後であつたため、更めて公表全文を掲載するものはなかつた。

13日公表の平和条約案は、7月3日の条約案とくらべると下記のような修正がくわえられていた。

(132)

DRAFT TREATY OF PEACE WITH JAPAN

PREAMBLE

Whereas the Allied Powers and Japan are resolved that henceforth their relations shall be those of nations which, as sovereign equals, cooperate in friendly association to promote their common welfare and to maintain international peace and security, and are therefore desirous of concluding a Treaty of Peace which will settle questions still outstanding as a result of the existence of a state of war between them;

Whereas Japan for its part declares its intention to apply for membership in the United Nations and

The Allied Powers and Japan have therefore agreed to conclude the present Treaty of Peace, and have accordingly appointed the undersigned Plenipotentiaries, who, after presentation of their full powers, found in good and due form, have agreed on the following provisions.

The Allied Powers and Japan have therefore determined to conclude the present Treaty of Peace, and have accordingly appointed the undersigned Plenipotentiaries, who, after presentation of their full powers, found in good and due form, have agreed on the following provisions.

Article 3.

Japan will concur in any proposal of the United States to the United Nations to place under its trusteeship system, with the United States as the sole administering authority, the Ryukyu Islands south of 29° north latitude, the Nanpo Shoto

Japan will concur in any proposal of the United States to the United Nations to place under its trusteeship system, with the United States as the sole administering authority, the Nansei Shoto south of 29° north latitude (including the Ryukyu Islands and the Daito Islands), the Nanpo Shoto

Article 4.

(a) The disposition of property and claims, including debts, of Japan and its nationals in or against the authorities presently administering the areas referred to in Articles 2 and 3 and the residents (including juridical persons) thereof, and of such authorities and residents against Japan and its nationals, shall be the subject of special arrangements between Japan and

(133)

such authorities. The property of any of the Allied Powers or its nationals in the areas referred to in Articles 2 and 3 shall, in so far as this has not already been done, be returned in the condition in which it now exists.

(a) The disposition of property of Japan and of its nationals in the areas referred to in Articles 2 and 3, and their claims, including debts, against the authorities presently administering the areas referred to above and the residents (including juridical persons) thereof, and the disposition in Japan of property of such authorities and residents, and of claims, including debts, of such authorities and residents against Japan and its nationals, shall be the subject of special arrangements between Japan and such authorities. The property of any of the Allied Powers or its nationals in the areas referred to in Articles 2 and 3 shall, in so far as this has not already been done, be returned by the administering authority in the condition in which it now exists.

Article 7.

(a) Each of the Allied Powers, within one year after the present Treaty has come into force between it and Japan, will notify Japan which of its prewar bilateral treaties with Japan it wishes to keep in force or revive, and any treaties so notified shall continue in force or be revived subject only to such amendments as may be necessary to ensure conformity with the present Treaty. The treaties so notified shall resume their force three months after the date of notification and shall be registered with the Secretariat of the United Nations.

(a) Each of the Allied Powers, within one year after the present Treaty has come into force between it and Japan, will notify Japan which of its prewar bilateral treaties with Japan it wishes to continue in force or revive, and any treaties so notified shall continue in force or be revived subject only to such amendments as may be necessary to ensure conformity with the present Treaty. The treaties so notified shall be considered as having been continued in force or revived three months after the date of notification and shall be registered with the Secretariat of the United Nations.

Article 8.

(b) Japan renounces all such rights and interests as she may derive from being a signatory power of the Conventions of St. Germain-en-Laye of September 10, 1919, and the Straits Agreement of Montreux of July 20, 1936, and from Article 16 of the Treaty of Lausanne on July 24, 1923.

(b) Japan renounces all such rights and interests as she may derive from being a signatory power of the Conventions of St. Germain-en-Laye of September 10, 1919, and the Straits Agreement of Montreux of July 20, 1936, and from Article 16 of the Treaty of Peace with Turkey signed at Lausanne on July 24, 1923.

Article 12.

(b)

(1)

(ii) national treatment with respect to shipping, navigation and imports, and with respect to natural and juridical persons and their interests

(ii) national treatment with respect to shipping, navigation and imported goods, and with respect to natural and juridical persons and their interests.....

Article 13.

(b) Pending the conclusion of such agreement or agreements with an Allied Power, Japan will,

(b) Pending the conclusion of such agreement or agreements, Japan will,

Article 16.

As an expression of its desire to indemnify those members of the armed forces of the Allied Powers who suffered undue hardships while prisoners of war of Japan, Japan will transfer its assets and those of its nationals in countries which were neutral during the war, or which were at war with any of the Allied Powers, or the equivalent of such

As an expression of its desire to indemnify those members of the armed forces of the Allied Powers who suffered undue hardships while prisoners of war of Japan, Japan will transfer its assets and those of its nationals in countries which were neutral during the war, or which were at war with any of the Allied Powers, or, at its option, the equivalent of such

Article 18.

(b) Japan affirms its liability for the prewar external debt of the Japanese State and for debts of corporate bodies subsequently declared to be liabilities of the Japanese State, and expresses its intention to enter on

negotiations at an early date with its creditors with respect to the resumption of payments on those debts; will facilitate negotiations in respect to private prewar claims and obligations; and will facilitate the transfer of sums accordingly.

(b) Japan affirms its liability for the prewar external debt of the Japanese State and for debts of corporate bodies subsequently declared to be liabilities of the Japanese State, and expresses its intention to enter into negotiations at an early date with its creditors with respect to the resumption of payments on those debts; to facilitate negotiations in respect to private prewar claims and obligations; and to facilitate the transfer of sums accordingly.

Article 23.

(a) It shall come into force for each State which subsequently ratifies it, on the date of the deposit of its instrument of ratification.

(a) The present Treaty come into force for each State which subsequently ratifies it, on the date of the deposit of its instrument of ratification.

Article 24.

All instruments of ratification shall be deposited with the Government of the United States of America which will notify all the signatory States of such deposit and of any notifications made under paragraph (b) of Article 23 of the present Treaty.

All instruments of ratification shall be deposited with the Government of the United States of America which will notify all the signatory States of each such deposit and of any notifications made under paragraph (b) of Article 23 of the present Treaty.

DECLARATION

Japan will recognize any Commission, Delegation or other Organization authorized by any of the Allied and Associated Powers to identify, list, maintain or regulate its war graves, cemeteries and memorials in Japanese territory; will facilitate the work of such Organizations, and will, in respect of the above mentioned war graves, cemeteries and memorials, enter into negotiations for the conclusion of such agreements as may prove necessary

with the Allied or Associated Power concerned, or with any Commission, Delegation or other Organization authorized by it.

Japan will recognize any Commission, Delegation or other Organization authorized by any of the Allied Powers to identify, list, maintain or regulate its war graves, cemeteries and memorials in Japanese territory; will facilitate the work of such Organizations, and will, in respect of the above mentioned war graves, cemeteries and memorials, enter into negotiations for the conclusion of such agreements as may prove necessary with the Allied Power concerned, or with any Commission, Delegation or other Organization authorized by it.

新聞（「朝日」は、条約草案にたいする各国の反響を下記のように報道した。

英国「不当な経済競争警戒 下院で野党の質問続出」との見出しで

「12日下院でモリソン外相は対日平和条約草案について説明した際、野党与党双方から質問が続出し、議長は打切りを宣言せざるをえなかつたほどであつた。これらの質問は、英国の不安感を端的に示している、モリソン外相が「条約は最後のものではなくまだ各国間で論議できる性質のものであり、かつ、近く下院で討議されよう」とのべたので一応納つたかたちである。また、ショークロス商相が「日本に最恵国待遇を与えぬことによつて英国の通商を守る権利を留保した」とのべたことも歓迎された。13日のタイムズは、条約案の記事をトップにのせ見出しに「通商擁護の権利を留保」といつている。英国の関心がいづこにあるかが理解できる。モリソン外相も経済問題について答弁し日本の不当な競争にたいし英国経済を保護する自由を当分留保するとのべ、さらに「拡大する世界経済のもとで日本は他国に脅威を与えないで適当な生活水準を維持することができよう」とは認めつつ、と言明した。ショークロス商相は、日本が輸出なしには生存できない米国の援助なしで自立できるものとみ、日本は人口増加と原料不足のため苦しむだろうから条約前文にしるされたフェアな態度をとるだろうかどうかを重視するとのべた。また、政府は3月に日本商品に最恵国待遇を与えたが、正式措置をとつてこれを継続する用意はないとのべた。

要するに、反響は依然として日本にじゅうぶんな信頼がおけぬというにつきる。タイムズ社説も「回復した自由を日本がどう使うかが条約を左右する、しかも、新しい日本の前途は未知数であると結んでいる」とした（島田特派員）。

濠州 「残る憂慮の念」との見出しで

「ケーシー外相は13日キャンベラで、今回公表された対日平和条約草案についてつぎのように言明した。

オーストラリアには、今回の対日平和条約草案の条項には日本の再武装を禁止する条項がないことから、また日本がいままでになんらか民主的に改革されたということを信じない気持から、きわめて自然な憂慮が存在している。このような憂慮の念はオーストラリア政府もまたじゅうぶん抱いているところである。

(メルボルン放送AP)

インド 「草案拒否か」との見出しで

「ロンドンの政府筋では12日ロンドンとワシントンで発表された対日平和条約草案をインドが拒否するかもしれないとまじめに取りあげている。この観測筋では、インド政府がいくつかの理由からこの草案を拒否するものとみており、その一つは極東問題で中共政府の参加しない解決策はなんら安定したまた実施可能な解決策となりえないということ、他の一つは米英の草案で平和を結べばソ連と西欧側の溝がさらに深まるだろうということであるとしている」

(ロンドン・ロイター)

フィリピン 「賠償要求固執」との見出しで

「フィリピンの対日平和特別委員会は13日対日平和条約草案を検討した結果フィリピンは受諾できないとの結論に達した。委員会委員長ロムロ外相は会議後「委員会は満場一致で条約草案に反対した」と語った。同外相はとくに反対点をあげなかつたが、委員会の主な関心が賠償問題にあることは周知のことである」。

(UP)

フランス 「調印参加国等に強硬な反対」との見出しで

「フランス外務省スポークスマンは、12日、米英駐在のフランス大使が対日平和条約草案にたいするフランスの強硬な反対を各駐在国政府に通告するよう訓令をうけたと言明した。スポークスマンの明らかにしたフランスの反対はつぎのとおり。

- 1 調印参加国に関する反対。インドシナのヴィエトナム・カンボジア・ラオス3国も条約調印に参加すべきである。
- 1 条約中の一般経済条項にたいする反対。条約に規定されている以上に最恵国待遇の条項を拡大すべきである。

- 1 条約の文言にたいする反対。これは純然たる言葉遣いに関する反対である。

(パリ、ロイター)

中共 「協定の無視」との見出しで

「12日の北京放送は、9月サンフランシスコ開催予定の対日平和条約会議は日本に関する国際的協定を完全にふみにじつたものであり、また、日本との交戦国にたいする完全な侮辱であると非難した」。(ロンドン、AP)

わが方で発表した平和条約案・宣言案および議定書案の邦訳文は、付録58に収めてある。

また、第3次交渉の終了後、7月20日脱稿して総理に提出した条約局長の「1951年6月アリソン公使会談から1951年7月13日平和条約案公表に至るまでの経過調書」は、付録59に収めてある。